

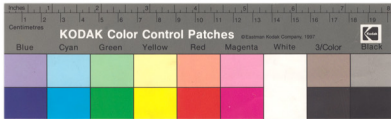
2000
12/12/11

(11)



1. 現有租紙区の内容検討

租紙区 番号	租紙 期間	炭 量																租紙面積 1000坪 以下	紙 区 代				紙 質 特 徴		備 考
		炭名	炭質	山火	炭丈	比重大	比重小	平均筒	噸噸	Sec	利面積	採出原積 採出原積	22年	安全炭量	30年	炭水炭量	炭水炭量		採出原積	採出原積	採出方法	採出方法	内 容		
租紙区六 一四号	日 月 日 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積 25%の採出原積 10%の採出原積を平均炭量として 10日連続して採出	和谷紙採出原積 10%の採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
		和谷下八尺	普通	1800	150	1950	205,000	1500	1950	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200							
		和谷上四尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200							
		和谷下四尺	普通	1800	150	1950	205,000	1500	1950	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200							
		和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200							
		和谷下八尺	普通	1800	150	1950	205,000	1500	1950	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200							
		計														433,400	0.200								
租紙区 七五号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
租紙区 七六号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
租紙区 七七号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
租紙区 七八号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
租紙区 七九号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
租紙区 八〇号	日 月 日	和谷上八尺	普通	1800	150	1870	205,000	1500	1870	28,000	282,000	70	219,000	32	76,000	0.200	403,400	0.200	和谷紙採出原積と同積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積	和谷紙採出原積 10%の採出原積			
		計														433,400	0.200								



証 明 書

昭和三十三年十一月二十二日商標許可に依る福河系組紙産製紙第六一四
号は昭和三十年五月二十五日商標三井紙山株式会社と乙共同存続協議
株式会社との間に於いて締結した契約に基づくものでありまして実質的
には両当事者内部において示す通り紙産製紙と同一家族を成る事を証明
致します。

昭和三十四年三月十三日

東京都中央区日本橋区可成丁目付番地四
三井紙山株式会社
社長 奥 次 郎



(山元早地甲)

614号地

契約書



三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭採掘株式会社を乙とし、乙が甲所有山形地区の一部に採掘権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の国庫敷地山形郡第1377号地区の一部敷地甲第1の

(1)A区域面積43347アルに賦存する埋蔵のうちの約五尺層および厚の三尺層

(2)B区域面積32257アルに賦存する埋蔵のうちの約五尺層、下二尺層

(3)C区域面積27757アルに賦存する埋蔵のうちのドマ八尺層および約八尺層の採掘権を設定することを承諾する。

2.前項の表示箇所については内閣官庁の承認命令によりこれに多少の増減を許しても甲乙とも異議をいえないものとする。

第2条 乙は前条の新設採掘区域の内、表示箇所(1)区域の約五尺層、約の三尺層、(2)区域の約五尺層、(3)区域の下二尺層、ドマ八尺層、約八尺層および(3)区域の約八尺層の採掘権について、採掘責任としてこれを併担しないものとする。

第3条 第1条の採掘権の開始日は、採掘開始の日から3年とする。大入河の開始は、甲乙契約の上これを併担することができる。

第4条 第1条の採掘権は金24470千円由とし、乙は甲に(1)採掘権設定金と(2)甲に270千円を交付し

付金27000千円を採掘権設定金の翌日より毎月平均的に交付し、10ヶ月をもつて交付するものとする。

第5条 乙は採掘権の採掘については、予め甲に採掘案又は採掘計画を提示し、その承認を得なければならない。これを無視しようとするときは重大損害とする。

第6条 甲は乙の採掘区域について、採掘その採掘計画に立入り調査その他の調査をなし、又は採掘資料の提出を求めることができる。

2.前項の場合においては、乙はこれを承認し、できる限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は採掘の出入を排出するに際し甲の負担する費用で(メム)を削減するものとする。

2.前項の(メム)削減について乙は一切甲の負担および費用に依らざるものとする。

第8条 乙は採掘の採掘に際し、甲の事業に支障を及ぼさないよう設備の整備を怠らざるものとする。

2.前条の甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は採掘設備の責任を負うものとする。

第9条 採掘権の採掘に際し採掘については、乙が全責任を負うものとする。

2.乙は採掘権の採掘完了後又はこの契約が終了したときも甲の責任は負われない。

第10条 乙は採掘の採掘権の保証金として採掘権設定金の翌日より毎月270千円を金73622千円に充てるまで、甲に積立てを付け



同 拾 月

了 原 奉 還 集

(6) 614 租 銘 区
(山元実施用契約書)

- 三井鉱山株式会社と共済石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和30年5月25日付原約書(以下契約書と云う)第3条後段に規定する租料料金を3000千円の支払については共済石炭鉱業株式会社は租料額設定額と同額に金4300千円迄の各支払期日の前日手形10票を提出するものとする。
- 契約書第10条に規定する敷金賠償保証金に対しては、貸付借証(5年口)相当の残子を付するものとする。

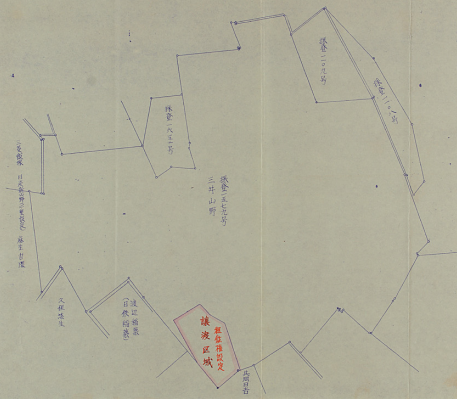
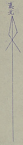
昭和36年5月25日

三井鉱山株式会社
社長 栗 木 誠 (印)

共済石炭鉱業株式会社
社長 入 交 大 (印)



契約書添附圖 縮尺二万分之一

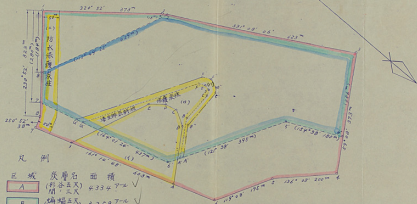


1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.



契約書添附圖

縮尺二分之一



凡例

- 区域
 A 灰層名
 (杉谷五尺) 面積
 1 二尺 4334.72
- B 編端五尺
 下二尺 3258.76
- C 下二尺
 海軍八尺 2895.74
- 保護炭柱

| 保護炭柱區域決定表
添主母立跡 | 杉谷五尺 間一三尺 | | | | 編端五尺 | | | | 下二尺 下二尺 海軍八尺 | | | |
|--------------------|-----------|------------|-----|-----|-------|------------|-----|-----|--------------|------------|-----|-----|
| | 測線 | 方位角 | 距離 | 距離 | 測線 | 方位角 | 距離 | 距離 | 測線 | 方位角 | 距離 | 距離 |
| | 6-A | 161°14'48" | 102 | 102 | 6'-A | 50°38' | 42 | 42 | 6-A | 50°38' | 50 | 50 |
| | A-B | 25°30' | 180 | 180 | A'-B' | 25°40' | 123 | 123 | A'-B' | 25°40' | 95 | 95 |
| | B-C | 208°30' | 54 | 54 | B'-C' | 272°20'20" | 90 | 90 | B'-C' | 271°36'33" | 121 | 121 |
| | C-D | 167°15' | 36 | 36 | C'-D' | 244°30' | 20 | 20 | C'-D' | 247°30' | 27 | 27 |
| | D-E | 128°25' | 56 | 56 | D'-E' | 198°00' | 18 | 18 | D'-E' | 198°00' | 28 | 28 |
| | E-F | 114°19'11" | 271 | 271 | E'-F' | 181°00' | 20 | 20 | E'-F' | 181°00' | 32 | 32 |
| | F-7 | 141°16'48" | 115 | 115 | F'-G' | 121°45' | 386 | 386 | F'-G' | 121°45' | 415 | 415 |
| | | | | | G'-7' | 162°01'24" | 143 | 143 | G'-7' | 162°01'24" | 122 | 122 |



組 織 規 定 案 約 略

三井 武山株式会社を甲とし其同石炭部株式会社を乙とし、乙が甲所有山野地区の一部に租賦権を設定することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福備炭産権部第ノメヤ号地区の一部別所図示区域面積^{ノメヤ}2000アールに賦存するコーナー五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層に租賦権を設定することを承認する。

2 前項の表示図表については所轄官庁の修正命令により、これに多少の異動を生じても、甲、乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租賦権設定区域のうち、炭部部同示区域については甲の炭部保管法としてこれを管理しないものとし同区域については甲小学校に對する租税の発生を考慮してノメヤの預備採掘とする。

3 租賦権のうち、海軍八尺層については乙はその採掘を開始する際は事前に甲に通知するものとする。

第3条 第1条の租賦権存続期間は、炭部登録の日からノメヤとする。

4 前項の期間は甲、乙協議の上延長することができる。

第4条 第1条の租賦料は、海軍八尺層を除き^{ノメヤ}ノメヤ万円由とする。

2 海軍八尺層の租賦料は、その採掘が行われる際に、甲、乙協議の上決定する。

3 第1項の租賦料の支払方法は次の通りとする。

- 1) 昭和27年7月末 ノメヤ万円
- 2) 昭和28年7月末 ノメヤ万円
- 3) 昭和29年7月末 ノメヤ万円
- 4) 昭和30年7月末 ノメヤ万円

第5条 租賦区の採掘に当つては、乙は予め甲に検査案又は採掘計画を提示し、その承認を得なければならぬ。

これを変更しようとするときも同様とする。

第6条 甲は乙の租賦区採掘について隨時その採掘場所に入り、調査その他採掘をなし、又は調査資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は租賦区の採掘に當り甲の事業に支障をきたさないよう採掘の始末を適切にしなければならぬ。

2 万一、甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

▲第8条 乙の株式会社保衛に起因して敢配する款者はすべて乙の責任
において賠償するものとする。

2. 乙は甲に対し前項の款者賠償の保証金を積立てるものとする。

3. 前項の保証金の会組、積立方法および積算等については甲の山
野株式所長と乙との間に別途協定する。

⑧第9条 乙は、本契約に基づく権利、義務を甲の本荘として第三者に
譲渡し、もしくはその義務者の対象としてはならない。

⑨第10条 乙が、この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約
を解除することができる。

2. 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても乙に損害
賠償を請求することができる。

⑩第11条 この契約に基づく損害賠償につき必要ある場合は別途協定
するものとする。

⑪第12条 この契約に規定する事項又は規定のない事項につき異議
を生じたときは、甲、乙互に誠意をもって協議しその解決にあた
るものとする。

上記契約の証として、本書2冊を作成し、甲、乙各1冊を保管する。

昭和37年9月27日

東京都中央区日本橋区町丁目ノ番地ノ

甲 三井武山株式会社

社長 奥水 勇
取締役 山内 武夫
取締役 山内 武夫

東京都港区松涛町丁目ノ番地

乙 興石建設株式会社

社長 入交 大兵衛

山
37-2

(5)

覚 書

三井鉱山株式会社（以下甲という）と大同石炭産産株式会社（以下乙という）とは、昭和ノボレ月ノア日付甲乙両社新採の指紋捺印用式樣選し決めたとおき覚書を締結する。
乙が乙の日産鉱務所のお谷二尺気を使用しなぐ立る採合に
おいては、乙が、お谷二尺気気口及び気道運搬設備等の
必要についで甲と協同するものとする。
上記の旨として、本覚書を作成し、甲、乙各一紙を授け
ずする。

昭和ノボレ月ノア日

東京都中央区日本橋區町ノ丁目ノ番地ノ

甲 三井 鉱 山 株 式 会 社
社 長 栗 本 繁

東京都北区本町ノ丁目ノ番地

乙 大同 石 炭 産 産 株 式 会 社
社 長 人 交 大 兵 衛

(5.)

貸 借

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、
 甲、乙間で締結の昭和7年7月27日付借付金協定契約書
 第1條の「耐火粘土」の取扱いにつき、次の取寄を交換する。
 第1 「耐火粘土」は産業商標の官庁登録可取付けの必要上
 記載したもので、乙はこれを採掘しないものとする。
 第2 本協定区域における乙の取寄は、万一「耐火粘土」
 の取寄を充分確保せば、すべてこれを甲に引渡すものと
 する。
 上記覚書の証として、本協定書を作成し、甲、乙各その1部
 を保有する。

昭和7年7月27日

東京都中央区日本橋明布町丁1番地ノ

甲 三井 鉱 山 株 式 会 社
 社 長 関 根 啓
 東京都墨田区錦町大字橋本1番地
 三井 鉱 山 株 式 会 社 山 崎 鉱 業 所
 所 長 代 理 人 伊 藤 原 新 次 夫

福岡県若松市本町丁10番地

乙 共 同 石 炭 業 株 式 会 社
 社 長 入 交 太 兵 衛

118
724

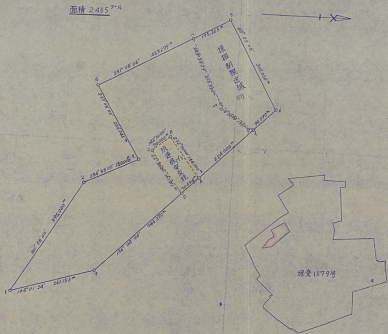


契約書添付図

縮尺 五千分之一

地区位置図

縮尺 五千分之一



187号山

山元実地用

(和合合資)

(1) ~2

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、大同石炭産権株式会社を乙とし、乙が甲所有の山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて、次のとおり契約を締結する。

(租鉱権)

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探採権登録第ノ777号鉱区の一部別図々示の区域面積^{延べ面積は14,451.67平方メートル}に試存する炭層のうち上二尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

1. 借賃の表示面積については所管官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じて甲、乙とも異議のないものとする。

(保証責任)

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図黄色区域については保証責任としてこれを探採しないものとする。

(存続期間)

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から昭和27年ノ月22日までとする。

2. 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(租鉱料)

第4条 第1条の租鉱料は、金2,777千円金とし、乙は甲に租鉱権設定登録と同様にこれを支払う。

(事業期間)

第5条 乙は租鉱区の探採については、予め甲に探採案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならぬ。これを変更するときはまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の租鉱区内其立入り、測量その他の措置をなし、又は調査資料の提出を求めることができる。

2. 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

(損害の防止、修理)

第7条 乙は租鉱区内の探採により甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2. 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責任を担ずるものとする。

(飲管賠償)

△第8条 租鉱区の探採に基く飲管については、乙が全責任を負うものとする。

2. 乙は租鉱区の探採完了後又はこの契約解除後といえども前項の責任は免れずい。

△第9条 乙は前条の飲管賠償の保証金として租鉱権設定登録の月

山
187-0

637400
207904
207904-1700

より毎月3万円を金ノノ万ノ千円に達するまで、甲に積立てなければならぬ。但し、臨時石炭消費制限停止の場合は、乙の積立総額及び月別積立方法については別途協定する。

- 2 物価の著しい変動により、前項の金額を改訂する必要が生じた場合は甲乙改めて協議するものとする。
- 3 第1項の保証金は租税区の課税に基く旅客の賠償が完全に終了したときに、これを清算するものとする。

(租税協定)

8 第10条 この契約に基く租日事項につき必要ある場合は、甲の山背炭礦所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(地元問題)

9 第11条 乙は租税区に關して発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

(権利義務の承継)

10 第12条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承諾をして、第三者に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならぬ。

(契約の解除)

11 第13条 乙が租税料の支払、旅客賠償保証金の積立、その

他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

△ 第14条 本租税協定のための申請書に添付する契約書は別途作成する。

⑫ 第15条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決に出るものとする。

上記契約の証として、本書2冊を作成し、甲、乙各1冊を保有する。

昭和22年7月20日

東京都中央区日本橋室町4丁目ノ番地ノ

甲 三井炭山株式会社
社長 原 木 勝

東京都中央区銀座4丁目ノ番地ノ

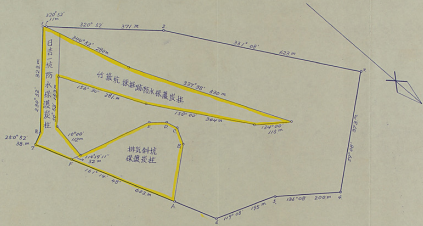
乙 共同石炭炭業株式会社
社長 入 交 太 康

山
687-2



契約書添付圖

縮尺五千分之一



| 上二尺 | |
|-----|----------------|
| 點號 | 方位角 距離 |
| G~A | 161°19'45" 192 |
| A~B | 239°30' 180 |
| B~C | 206°30' 54 |
| C~D | 167°18' 36 |
| D~E | 128°25' 56 |
| E~F | 114°19'11" 271 |
| F~G | 161°14'48" 115 |

保護炭柱區域決定表
漆生排瓦斜坑



フシ号山

規 則 書

株式会社徳生炭礦所（以下甲という。）と興石炭礦株式会社（以下乙という。）と三井炭山株式会社（以下丙という。）とは、

（租賦権）

第1条 甲は、その所有に係る租賦権探出登録第2990号矿区の一部別同示区域に賦存する次の賦層に、乙が租賦権を設定することを承諾する。

(1) A区域面積7253アール内の幅五尺層、下二尺層、土間八尺層及び海軍八尺層

(2) B区域面積746アール内の彩谷上二尺層、彩谷五尺層（彩谷下二尺層、彩谷本層）及び同三尺層

ただし、乙が賦行する賦層は、A区域については土間八尺層、B区域については彩谷上二尺層及び彩谷五尺層（彩谷下二尺層、彩谷本層）に限るものとする。

2 租賦区域内における目的鉱物は、石炭のみとし、乙の賦行により第六粘土を産出することがあつた場合は、乙は、すべてこれを甲に引き渡すものとする。

（存続期間）

第2条 租賦権の存続期間は、その設定登録の日から昭和43年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、賦行のための賦層を昭和42年12月31日までで完了するものとする。

（租賦料）

第3条 乙は、租賦料として金259/1千円を甲に支払わなければならない。

2 前期の租賦料は、1/10の均等分割払いとし、この場合、租賦料の未払額に対して年利4分で計算した利息を加えて、繰上/示す区分より支払うものとする。

（採掘制限）

第4条 乙は、租賦区域のうち別出告示のA、B及びCの区域については、採掘責任としてこれを採掘しないものとする。ただし、Aの区域において賦行のため掘る（す）る処置については、この限りではない。

（採掘計画）

第5条 乙は、租賦区の採掘計画として、事前に甲に備前密又は事業計画を提出し、その承諾を得なければならない。これを要するときは同様とする。

（立入り調査等）

第6条 甲は、租賦区内に立入り、測量その他の調査を行ひ、又は調査資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を考へるものとする。

3 乙は、毎月末日現在の採掘履歴を、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

（損害防止）

第7条 乙は、租賦区の採掘前より、甲に損害を及ぼさるよう最善の措置を講じなければならない。



2 乙は、万一甲に損害を及ぼした場合は、損害賠償の責を負うものとする。

(施設の確保)

第5条 乙は、別図指示の区域において、乙が發行のために掘さくした坑道のうち別坑道並びにこれに附帯する歩道施設等を、乙の保存終了時に甲に対して譲渡する。ただし、譲渡については、甲、乙双方の同意が必要とする。

2 乙は、前項の譲渡に際する甲の将来回還に必要な経手費等について、甲の甲し出を承諾し、これに協力する。

(損害賠償)

第9条 乙は、当該区域の保固により、地上物件に与えた損害については、責任をもつて賠償しなければならない。

2 乙は、前項の損害賠償を丙に委託する場合は、都度所定額を丙に支払わなければならない。

第10条 乙は、前条に於て定める保償金として金57000円を、別添に示す区分により積み立てるものとする。

2 丙は、前項の積立金に別添で定める利率を付し、毎年乙が返償を求めたとき清算する。

第11条 乙は、当該区域保固の損害賠償を丙に委託する場合は、その取扱いで決定した所定額を丙に支払う。

2 前項の場合、所定額には前条積立金を充てるものとし、不足を償するときは、乙は不足額を支払わなければならない。もちろん、余剰が生ずることがある場合は、丙は、その分を乙へ返還する。

第12条 乙が前条の保固を履行しない場合又は丙に委託のときと前条第2項の不足額の支払いが履行されない場合、損害保証人たる入野専務株式会社は、乙に代つて履行する。

(権利継承の制限禁止)

第13条 乙は、本契約に基く権利継承を、甲及び丙の承諾なしに、第三者に譲渡し、もしくはその他の権利の対象とはならない。

(契約の解除)

第14条 甲及び丙は、乙が本契約の義務を違反したときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合、甲及び丙は、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(契約の担保)

第15条 本契約の履行する事項又は其質のものを担保として質権を生じたときは、甲、乙及び丙は、互いに同意をもつて質権し、その担保にあたるものとする。

本契約の履行の証として本書3部を作成し、甲、乙及び丙が各1部を保有し、損害保証人はこの部を保有する。

昭和40年3月1日

福岡県高橋郡高橋町大字鳴生53番地

甲 株式会社養生製菓所

代表取締役社長 大 西 基吉郎

乙

福岡県北九州市若松区本町2丁目206番地

興石炭炭産株式会社

代表取締役社長 入 文 太 郎

丙

東京都中央区日本橋区町3丁目1番地

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 齋 田 高 人

遊符保証人

東京都中央区銀座7丁目5番地

入文信託株式会社

取締役社長 入 文 太 郎

表紙 /

| 支払回日 | 組 社 貸 (単位：円) | | | |
|-------------|--------------|--------|----------|----------|
| | 元 金 | 利 息 | 元利合計 | 支払額 |
| 昭和 4 年 6 月末 | 2591800 | 128590 | 2720390 | 2726783 |
| 同 年 7 月末 | 2591800 | 116631 | 2708431 | 2708000 |
| 同 年 8 月末 | 2591800 | 103672 | 2695472 | 2695000 |
| 同 年 9 月末 | 2591800 | 90713 | 2682513 | 2682000 |
| 同 年 10 月末 | 2591800 | 77754 | 2669554 | 2669000 |
| 同 年 11 月末 | 2591800 | 64795 | 2656595 | 2656000 |
| 同 年 12 月 末 | 2591800 | 51836 | 2643636 | 2643000 |
| 昭和 5 年 1 月末 | 2591800 | 38877 | 2630677 | 2630000 |
| 同 年 2 月末 | 2591800 | 25918 | 2617718 | 2617000 |
| 同 年 3 月末 | 2591800 | 12959 | 2604759 | 2604000 |
| 合 計 | 25918000 | 712965 | 26630765 | 26630783 |

(注) 画ノ回分の支払額は、前2回分以降の元利合計の千円未満の繰上りの位算する。

275-6



表紙 2

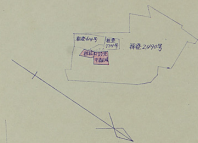
| 創立期日 | 保費金創立額
(單位：円) |
|----------------|------------------|
| 昭和
47年 6月1日 | 1,635,920 |
| 同年 6月末 | 926,000 |
| 同年 7月末 | 935,000 |
| 同年 8月末 | 935,000 |
| 同年 9月末 | 935,000 |
| 同年 10月末 | 935,000 |
| 同年 11月末 | 935,000 |
| 同年 12月末 | 935,000 |
| 48年 1月末 | 935,000 |
| 同年 2月末 | 935,000 |
| 同年 3月末 | 935,000 |
| 合 計 | 2,570,000 |

山
721-②



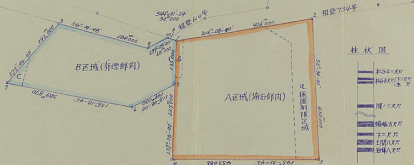
地区位置图

縮尺五十分之一



租稅區區內款表

| 區區 | 利區區 | 方位 | 距離 | 租稅區區 |
|------|--------------|--------------|---------|--|
| A 區域 | 1-2 | 345°-39'-00" | 923.000 | 第一區區
第二區區
第三區區
第四區區 |
| | 2-3 | 52°-30'-00" | 930.000 | |
| | 3-4 | 345°-39'-00" | 923.000 | |
| | 4-1 | 237°-08'-00" | 340.000 | |
| 面積 | | | | 1,725.7-A |
| B 區域 | 1-5 | 57°-08'-00" | 193,000 | 第五區區
第六區區
第七區區
第八區區
第九區區
第十區區 |
| | 5-6 | 110°-08'-00" | 149,000 | |
| | 6-7 | 168°-10'-00" | 109,870 | |
| | 7-8 | 235°-04'-00" | 292,000 | |
| | 8-9 | 297°-04'-00" | 189,000 | |
| | 9-10 | 277°-08'-00" | 68,000 | |
| 10-1 | 349°-08'-19" | 30,000 | | |
| 面積 | | | | 848.7-B |
| 合計 | | | | 2,574.7-A-B |



契約書添附圖

縮尺五千分之一



(ク55号追加)
ク75号

規 約 書



若式会社若井郡事務所（以下甲という。）と同白石郡若井株式会社（以下乙という。）と三井鉱山株式会社（以下丙という。）とは、若井郡の設置及び若井地区の地位に關し次のとおり契約を締結する。

〔若井郡〕

第1条 甲は、その所有に係る福岡県若井郡第2490号地区の一部別荘別荘区域について、乙が次のように若井郡を設置し、並びに若井地区を加することを承諾する。

①イ区域面積2247アールの杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）及び三尺層に、石炭及び耐火粘土を目的産物として、若井郡を設置する。

②別荘別荘区域第753号若井地区に、ロ区域面積5777アールの船越五尺層、下二尺層、土間八尺層及び坂本八尺層を加する。

2 前項各号の規定にかかわらず、乙が發行する換地証、イ区域については杉谷上二尺層及び杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）、ロ区域については土間八尺層に限るものとする。

3 前ノ項各号のイ及びロ区域（以下若井地区という。）に於いて、乙の發行により耐火粘土を産出することがあつた場合に、乙は、すべてこれを甲に引き渡すものとする。

〔若井期間〕

第2条 前条第1項各号の若井郡の存続期間は、設置又は変更の契約の日からいづれも昭和33年2月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、發行のための存続期間は、昭和32年2月3日までとする。

〔賦税割〕

第3条 乙は、若井郡として、甲ノ所有ノ甲イ区域分ノ9万円、甲ロ区域分ノ7万円、計16万円を甲に支払わなければならない。

2 前項の若井郡は、7割の分割支払いとし、この割合を分割支払いに對して年々分の利率による利息を加算し、算割ノ可示ノ区分により支払うものとする。

〔設置制限〕

第4条 乙は、若井地区のうち別荘別荘別荘区域については、伊勢屋社としてこれを換地しないものとする。ただし、發行のため適宜とする必要については、この限りではない。

〔事業制限〕

第5条 乙は、若井地区の設置に關しては、若井甲に換地証又は換地割書を添付し、その承諾を得なければならない。これを変更する時も同様とする。

〔立入り禁止等〕

第6条 甲は、若井地区内に立ち入り、設置その他の設置を行ない、又は調査資料の提出を求めることが出来る。

2 前項の場合、乙がこれを承諾して、できる限りの便宜を与えるものとする。

3 乙は、毎月末日現在の換地現況図を、翌月10日までに甲に提出しなければならない。



(都府庁止)

第7条 乙は、指定区の指定により、甲の事業に支障をきたさな
いよう都府の措置を講じなければならぬ。

2 乙は、万一甲に都府を訴えた場合は、都府側の責を負うも
のとする。

(施設の新設取消し)

第8条 昭和50年5月1日付新設施設完成後第2条において、
甲、乙間に取り決めた施設運営並びにこれに附帯する各種施設等
の設置に關しては、本契約締結に伴い、甲、乙合意によるこれ
を取り消すものとする。

(都府賠償)

第9条 乙は、指定区の指定により、地上物件に与えた都府につ
いては、責任をもつて賠償しなければならぬ。

2 乙は、前項の都府の処理を丙に委託する場合は、都府所収額
を丙に支払わなければならない。

第10条 乙は、前条都府に對する保証金として金10万の万円
を、前条に於て指定区分区より積み立てるものとする。

2 丙は、前項の積立金に對して、年4分の利率を付し、貸付乙
に賠償を完了したときも納付する。

第11条 乙は、指定区指定後の都府賠償を丙に委託する場合は、
その賠償額を算定した所業額を丙に支払ふ。

2 前項の事件、所業額には前条積立金を充てるものとし、不
足を充てる時は、乙は不足額を支払わなければならない。も
ちろん、金額が生ずることがある場合は、丙は、その分を乙に

返却する。

第12条 乙が都府の賠償を履行しない場合は丙に委託のとき
において前条第2項の不足額の支払いが履行されない場合は、
賠償に對したる人文商業株式会社が、乙に代つて履行する。

(都府賠償の請求禁止)

第13条 乙は、本契約に基づく権利義務を、甲及び丙の承諾を
しに第三者に譲渡し、若しくはその他の都府の目的としてはせ
らぬ。

(契約の解除)

第14条 甲及び丙は、乙が本契約の規定に違反したときは、本
契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、甲及び丙は、乙に
都府賠償の請求をすることができる。

(契約の修改)

第15条 本契約に規定する事項又は規定のない事項について修
改を生じたときは、甲、乙及び丙は、互いに同意をもつて協定
し、その修改にあたるものとする。

本契約の成立を要するため不審の遺を付成し、甲、乙及び丙各
ノ遺を存布し、遺付伊人此の事を存布する。

昭和52年7月9日

福岡県福岡市東区大字南生1-3番地

甲 株式会社 企業部所

代表取締役社長 大 西 実吉

新加坡北九州市港越区本町 / 丁目9番 / 0号

乙

共栄石炭産業株式会社

代表取締役社長 入交 太兵衛



東京都中央区日本橋区本町2丁目 / 番地 /

丙

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 倉田 典人



東京都中央区本町 / 丁目 / 番地

通称保証人

入交 泰祥株式会社

取締役社長 入交 太兵衛



表紙 /

| 支払期日 | 積 立 科 | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | (単位:円) | | | |
| | 元金 | 利息 | 元利合計 | 支払額 |
| 昭和 | | | | |
| 2年7月末 | 3,000,000 | — | 3,000,000 | 3,001,700 |
| 同 年8月末 | 3,000,000 | 29,850 | 3,029,850 | 3,049,000 |
| 同 年9月末 | 2,970,000 | 16,850 | 2,986,850 | 2,988,000 |
| 合 計 | 8,970,000 | 46,700 | 9,016,700 | 9,016,700 |

(注) 第7期分の支払額には、第2区分以降の元利合計の平均未納の繰上額を加算する。

二



別紙 2

| 設立期日 | 保額金額立数
(単位:円) |
|---------------|------------------|
| 昭和
#2年10月末 | 2,000,000 |
| 同 年11月末 | 2,000,000 |
| 同 年12月末 | 2,000,000 |
| #3年1月末 | 2,000,000 |
| 同 年2月末 | 2,000,000 |
| 同 年3月末 | 1,500,000 |
| 合 計 | 11,500,000 |

(振込増区)

規 約 書

株式会社市電東所（以下甲という。）と共同石炭炭産株式会社（以下乙という。）と三井鉱山株式会社（以下丙という。）とは、地区の建設に就き次のとおり規約を締結する。

（建設地区の表示）

第1条 甲は、その所有に係る福岡県福岡市東区第2490号地区の一部福岡市東区第24977号A、B、C、D、E及びFの区域について、次のとおり規約を定めて、乙に譲渡する。

A区域 52777-A

竹蔵八尺上層、竹蔵八尺本層、柱下五尺層、杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、間三尺層、柳編五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

B区域 76777-B

竹蔵八尺上層、竹蔵八尺本層、柱下五尺層、柳編五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

C区域 34377-C

杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、間三尺層、柳編五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

D区域 11577-D

杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、間三尺層、柳編下尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

E区域 98777-E

杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、間三尺層

F区域 29677-F

柳編五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

2 前項の譲渡中間三尺層には、中間三尺下層を含むものとする。（建設地区の敷設）

第2条 甲は、乙がその所有に係る福岡県福岡市東区第24977号地区より、石炭及び耐火粘土を目的の鉱物とし、該中第1層に在る区域及びに附帯をもつて、該中第2層の規定による採掘増区の出産をなし、建設地区を敷設することを承諾する。（許諾条件）

第3条 乙は、前条の定めに基づく建設地区の敷設にあたり、あらかじめ所屬官庁に対し、所屬の建設区域の減少並びに該区域の削減の手続きを任じようとし、この場合、甲は乙に対して、当該手続に必要な同意を与えるものとする。

2 前条の手続きの結果について、乙は甲及び丙に対して、一切表明してはならない。

（建設契約の承認）

第4条 前各条の定めによる既存建設地区の併用にかかわらず、福岡県福岡市東区第6177号、同第6277号、同第7377号、同第7577号及び同第7777号各建設地区に隣し福岡市東区に在りたる乙の鉱物の産出については、なお引続きその動力を有するものとし、本契約に同意の定めがあるものほか、甲、乙及び丙を拘束する。

（譲渡代価）

第5条 本契約に基づき該区域譲渡の代価は、金1500万円とし、



乙は甲に対して、この調整代金を次のとおり分割して支払う。

| | | |
|-----|--------------|-------|
| 第1回 | 昭和22年12月末日限り | 220万円 |
| 第2回 | 昭和23年1月末日限り | 200万円 |
| 第3回 | 同年2月末日限り | 200万円 |
| 第4回 | 同年3月末日限り | 150万円 |
| 最終回 | 乙の原山邸又は閉山による | 730万円 |

交付金坐落簿

- 2 前項調整代金の分割金2回以降の分については、昭和23年1月から年6分の利率による利息を加算して支払わなければならない。

(担保計画)

第5条 乙は、第4条の定めによる従前の履行対象以外の資産について又は従前の担保計画を継いで、新たに担保を計画する場合は、その旨をあらかじめ甲に申し出て、その承諾を得なければならない。従前の担保計画を変更する時もまた同様とする。

- 2 前項の場合、甲及び丙は、乙の申し出に対する必要な条件を定めて、乙と協定するものとする。

(免責手続)

第7条 乙は、その担保を中止し、又は終結して閉山する場合は、甲に連絡なく進出するとともに、甲の専断の裁量に支障を及ぼさないよう、免責手続に同じ必要な義務の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置については、甲、乙共に協定するものとする。

(権利義務の継承)

第8条 乙は、甲及び丙の承諾を得ないで、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又はその他の所有の對象としてはならない。ただし、乙が石炭鉱業合理化臨時措置法第31条の規定による石炭鉱山移住促進交付金の交付を受けようとするときは、この限りではない。

(閉山事項)

- 第9条 本契約条項の規定について必要がある場合は、甲、乙及び丙相互間で協定するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲及び丙は、乙が本契約の定めに従はずるときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の定めにより、甲及び丙が本契約を解除した場合は、甲及び丙は乙に対して、損害賠償の請求をすることができる。

(契約の修改)

第11条 本契約に定める事項又は従前のない事項について修改を志したときは、甲、乙及び丙互いに協定をもって協定し、その協定にあたるものとする。

(担保保証)

第12条 入交商事株式会社は、本契約を承認し、本契約に基づき乙が甲及び丙に対して負担する一切の義務について、乙と並んで履行の責を負う。

本契約の成立を助するため本条3項を作成し、甲、乙及び丙が各1通を保有し、連帯保証人はこの筆を保有する。

昭和22年3月3日

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1 等々

甲 株式会社 東京海上火災
代表取締役社長 大西 康吉郎

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1 等々

乙 共同火災海上株式会社
代表取締役社長 入交 文太郎

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1 等々

丙 三井火災株式会社
代表取締役社長 倉田 一男 人

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1 等々

丙 兼 代理人 入交 文太郎 株式会社
取締役社長 入交 文太郎

手
アウター採掘・開採
権譲渡契約

第 一 章

株式会社東亜炭田(以下甲という。)と共同石炭産出株式会社
[以下乙という。]と三井炭田株式会社(以下丙という。)]とは、
旧神保町7丁目7日付甲、乙及び丙間に締結した採掘権の買立契
びに鉱業法の増徴に関する契約(以下原契約という。)]の一紙を改
訂するため、次のとおり契約する。

(採掘権譲渡)

第 1 条 乙は、原契約第 4 条第 2 項において規定するイ区(特
許採掘権係置採田第 7 丁目を指称区)に対し、自ら右区画を契
買より、その採掘権を譲渡する。ただし、その結果について、甲
は先し一切承認しをい。

第 2 条 甲は、原契約の採掘権譲渡を承認する。

(新採掘権係置設立)

第 3 条 先 則条で定める事項変更に伴い、乙の内に對する当該区画
に係る採掘権係置の設立契約を承認する。

1 前期の定めに基づき、契約締結の日先第 1 項に規定する保証
金の納付金を 2 年 1 月 27 日に収め、乙は、この金額を昭和 4
2 年 2 月 1 日まで無利に貸立立てなければならぬ。

(取戻金の返還)

第 4 条 丙 則条の上記の採掘権係置を譲り、取戻金にかかるその旨
の承認状: 丙が認めたこととする。

2 新採掘権人入交炭田株式会社は、本契約を承認する。

本契約の成立を証するため本条 2 項を作成し、甲、乙及び丙各々 /

譲渡者及び、採掘権譲受人との署名捺印する

昭和 4 年 1 月 27 日

譲渡者 採掘権係置株式會社 代表取締役 大 西 忠吉郎
株式会社東亜炭田 代表取締役 大 西 忠吉郎

採掘権人 共同石炭産出株式會社 代表取締役 人 交 士 潤

東京都中央区日本橋區新 2 丁目 7 番地 /
三井炭田株式会社 代表取締役社長 倉 上 昭 人

東京都中央区新町 1 丁目 7 番地
採掘権人 入交炭田株式会社 取締役社長 人 交 士 潤



フフ子

新 規 借

株式会社新井物産(以下甲という。)と共同石炭者新井物産株式会社(以下乙という。)と三井鉱山株式会社(以下丙という。)とは、新井物産の指定及び新井物産の追加に關し次のとおり契約を締結する。

(新借額)

第1条 甲は、その所有に係る福留橋炭田新井物産2490を本区の一部別荘区区域について、乙が次のように新借額を決定し、並びに新借額を増加することを承諾する。

①イ区域面積226アールの杉谷上二尺層、杉谷五尺層(杉谷下二尺層、杉谷本層)及び國三尺層に、石灰及び耐火粘土を目的鉱物として、新借額を決定する。

②別荘区福留炭田新井物産733号新借額に、α区域面積3197アールの鶴籠五尺層、下二尺層、土間八尺層及び御草八尺層を増加する。

2 前項各号の炭田にかかわらず、乙が新行する貸借は、イ区域については杉谷上二尺層及び杉谷五尺層(杉谷下二尺層、杉谷本層)、α区域については土間八尺層に限るものとする。

3 借/借各号のイ及びα区域(以下新借区という。)において、乙の新行により耐火粘土を産出することとなった場合は、乙は、すべてこれを甲に引き渡すものとする。

(存続期間)

第2条 前条のイ及びα各号の新借の存続期間は、既設又は新設の至期の日からいずれも昭和23年2月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、新行のための新借期間は、昭和22年2月30日までとする。

(借料)

第3条 乙は、借料として、借/借各/借イ区域分2/9万円、借α区域分3/9万円、借β区域分2/9万円を甲に支払わなければならない。

2 前項の借料は、2割の分割支払いとし、この割合を分割支払額に対して年6分の利率による利息を起算し、借料/借イ区域分により支払うものとする。

(担保関係)

第4条 乙は、借料区域のうち別荘区福留炭田区域については、借留炭田としてこれを担保しないものとする。ただし、新行のため借出する炭田については、この限りではない。

(専業引当)

第5条 甲は、新借区の新借に關しては、新借に甲の借料率又は借留炭田を提出し、その承諾を得なければならない。これを要するときは別紙とする。

(立入り調査等)

第6条 甲は、新借区内に立ち入り、調査その他の調査を行ない、又は借料資料の提出を求めることである。

2 前項の場合、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

3 乙は、毎月末日現在の借留炭田を、翌月10日まで甲に提出しなければならない。



(指定禁止)

第7条 乙は、前項の採択により、甲の提案に支障をきたさないよう教育の施設を設立しなければならない。

2 乙は、万一甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。

(施設の新築取扱い)

第8条 昭和30年5月/日付取組協議会創設条約において、甲、乙間に取り決められた事項並びにこれに附帯する学務施設等の取扱いに関しては、本契約締結に伴い、甲、乙合意によりこれを取り消すものとする。

(教育賠償)

第9条 乙は、前項の採択により、如上条件を与えた設備については、責任をもつて賠償しなければならない。

2 乙は、前項の教育の施設を別に委託する場合は、施設新築費を別に支払わなければならない。

第10条 乙は、前条設備に対する保証金として金1,100万円を、前条に示す区分により積み立てるものとする。

2 丙は、前項の積立金に対して、年4分の利率を付し、利金乙が前項を完了したときも同様とする。

第11条 乙は、前項に前条の教育施設を別に委託する場合は、その取扱いに算定した所定額を丙に支払う。

2 前項の場合、所要額には前条積立金を充てるものとし、不足を生ずるときは、乙は不足額を支払わなければならない。もちろん、余裕が生ずることのある場合は、丙は、その分を乙に

返還する。

第12条 乙が教育の賠償を履行しない場合は丙に委託のときにおいて前条第2項の不足額の支払いが履行されない場合は、遺囑係人たる入交商事株式会社が、乙に代つて履行する。

(権利移転の取扱い)

第13条 乙は、本契約に基づく権利移転を、甲及び丙の承諾なしに第三者に譲渡し、若しくはその他の権利の目的としてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲及び丙は、乙が本契約の規定に違反したとき、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合、甲及び丙は、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解決)

第15条 本契約に規定する事項又は規定のない事項について争議を生じたときは、甲、乙及び丙は、互いに協議をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

本契約の履行を断ずるため本条2項を称成し、甲、乙及び丙が各2項を併用し、遺囑係人はこの条を併用する。

昭和30年7月19日

福岡縣藤崎郡藤崎町大字西生1番地

甲 株式会社藤崎教育所

代表取締役社長 大 西 重吉郎



福岡県北九州市若菜区本町7丁目9番10号

乙

共同石炭産業株式会社

代表取締役社長 人交太夫郎

東京都中央区日本橋区町2丁目7番地1

丙

三井物産株式会社

代表取締役社長 倉田 勇 人

東京都中央区銀座7丁目3番地

通称併載人

人交商社株式会社

取締役社長 人交太夫郎

別紙 /

| 支払期日 | 組 込 料 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | (単位：円) | | | |
| | 元 金 | 利 息 | 元利合計 | 支払額 |
| 昭和7年7月末 | 3,000,000 | — | 3,000,000 | 3,001,700 |
| 同 年8月末 | 3,000,000 | 29,830 | 3,029,830 | 3,029,000 |
| 同 年9月末 | 2,970,000 | 16,830 | 2,986,830 | 2,986,000 |
| 合 計 | 8,970,000 | 46,700 | 9,016,700 | 9,016,700 |

(注) 第1回分の支払額には、第2回分以降の元利合計の千円未満の繰上額を加算する。



附表 2

| 建 立 期 日 | 保 险 金 积 立 额
(单位:元) |
|----------|-----------------------|
| 总 额 | |
| 82年10月末 | 2,000,000 |
| 同 年 11月末 | 2,000,000 |
| 同 年 12月末 | 2,000,000 |
| 83年 1月末 | 2,000,000 |
| 同 年 2月末 | 2,000,000 |
| 同 年 3月末 | 1,500,000 |
| 合 计 | 11,500,000 |

控

734
阿久

特 許 約

三井鉱山株式会社山形事務所長 野口 哲（以下甲という。）と
共同石炭炭礦株式会社社長 入交 大兵衛（以下乙という。）とは、
昭和37年9月27日付三井鉱山株式会社長 堀 木 幹と乙との
間に締結した契約の条に基き次の通り約定する。

（鉱務賠償責任区域）

第 1 条 乙の所轄区域の鉱務賠償責任区域は、当該所轄区域の乙の所轄
区域による賠償内4.0%の範囲として定められた同条の区域とする。

（鉱務賠償の保証金）

第 2 条 乙は前条の鉱務賠償の保証金として金2,536,733円を
昭和37年2月末日までに甲に拠立てる。

第 2 条 甲は前条の借立会に対して、年4%の年利を付し、借立乙が理
債を完了したとき清算する。

（鉱務の終了）

第 3 条 乙は、所轄区域に属する鉱務の終了を甲に通知する場合は、そ
の取次めて完了した所定額を甲に受取らる。

第 3 条 甲の場合、当該通知は前条借立金を完済するものとし、不足
を命ぜるとは、乙は不足額を支払わなければならない。若し、
甲利金を不払することがある場合は、甲は、その分を乙に返還する。

（清算手続）

第 4 条 乙が清算手続を履行しない場合は甲に委託のときと見て
共同石炭炭礦の不足額の支払いを履行されたのならば、清算保証人たる
入交大兵衛株式会社が乙に代って履行する。

（賠償の免除）

第 5 条 甲は、乙が本契約の契約に違反したときは、本契約を解除
することができる。

第 5 条 前条の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙に損害賠償
の請求をすることができない。

（賠償の範囲）

第 6 条 本契約に規定する事項又は前条の定めについて疑問を
抱いたときは、甲及び乙は、互に誠意をもって協議し、その解決に
努めるものとする。

本契約の成立を証するもの必要書類を作成し、甲乙各1通を保有し、清
算保証人はこの字を保有する。

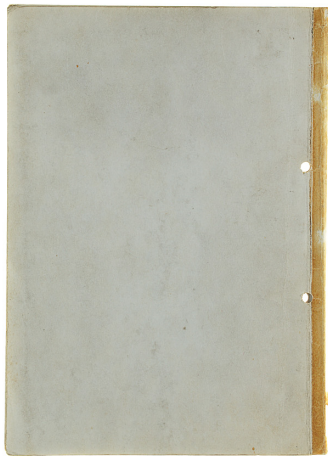
昭和37年2月27日

三井鉱山株式会社山形事務所
所長 野口 哲

共同石炭炭礦株式会社
代表取締役社長 入交 大兵衛

東京都中央区麹町/丁区/事務所
清算保証人 入交大兵衛株式会社
取締役社長 入交 大 郎





昭和42年7月14日

株式会社 津生鉱業所
社長 大西重吉 殿

共同 石炭鉱業株式会社
社長 入又大 郎

御社よりの租鉱物区域の推進増区に
よる採掘権試区に変更のお願ひ書

御座 日増しに喜ばむかひます所から御社には、ますます御隆昌
の段、心からお喜び申上げます。

昨年来、期待いたしておりました石炭政策もいよいよ実地を目前
にいたしております。

御社も昨年来採掘60年に及びます鳥居鉱業所を統括によります閉
山を無事実施いたし、日吉鉱業所の操業に専念いたしており、石炭
政策の実地に最後の期待をかけ一日も実地の早々から人事を引当
いたしております。この厳しい石炭業界の現状の中で今日まで採掘存
続いたし得ましたのも一幸に三井鉱山株式会社ならびに御社の御理
解と御奨励の賜と厚く御礼申し上げます。

御社、日吉鉱業所も大正11年開坑以来50年におたります間、た
びかさなります三井鉱山株式会社ならびに御社の御奨励により今日
まで操業を続けていたたいておりましたが、激しい石炭産業の状
勢の下に鳥居閉山の影響を受け種々苦慮いたしてあり、石炭産業存
立の最後の機会とも考えられます石炭政策の適用を受けるべく御社
といたしましても可能な限りの努力を払って参りましたが、その後
の情勢は現在の租鉱権に基く租鉱区の閉鎖では石炭政策の内、安

補給金の対象にしかならず、坑道推進補助金ならびに弊社にとり
極めて重要な身題を中心としました」

「合理化閉山に伴います異常低賃(約4億円)の肩代りは租鉱権の
契約期間の制限により適用対象より除外される事が明白となり、
弊社にとりましても経営死活問題であり石炭政策を目前にしたが
ら経営崩壊いたさねばならず、政策適用を受ければ経営存続の可
能を信するだけに苦慮いたしてあります。弊社といたしましても
今後の石炭産業の趨勢は決して利潤を求めずはとってはおりませ
ぬ。その様な悠長な時代でない事を万々承知いたしてあります
むしろ、この厳しい時代に最後まで山と運命を共にいたしてあり
ます従業員700名の生活の場を確保し、その中に培れた労使の
協力と技術を生かす場を存続す中に石炭エネルギー確保のため
に努力し、炭鉱人としての生活の場を崩壊させぬ事に企業存続の
価値を見出したいとの企願でございます。

まことに御手をお願ひで申しわけございませんが何卒日吉鉱業所
の経営存続のための石炭政策の適用を受ける事が可成りなりました
ために御社の御賛画にお蔭を賜えなければ現在御社より許可いた
たいてあります租鉱権区域を推進増区の形式によります採掘試区に
御変更いただく事を御許可相成りませぬ、伏してお願い申しあげ
ます。

これまでも随分御奨励御指導いただき、この様をお願いいたし
ますことは、おわびの申し様もございませんが、50年に及びま
す操業を続けて参りました弊社の今因の苦衷を何卒御察下さ
いまして石炭政策の中で最後の窮途を見出さんとする弊社のお願ひ
を御許可願ります様、特別の御配慮をお願い申し上げます。



御承購を得ましたなら、その採買の全般につきましては御社の御方針、御希望を尊重いたします事はもちろんのこと採買に際しましても誠心誠意御社の御指導に従い、いささかも御社に御迷惑をおかけ致しません事を堅くおろかい申しあげます。

はなはだ勝手なお願いで感謝の至りでございますが何卒弊社の苦しい事情を御賢察下しまして特別の御設備を賜り御許可いただけます様、伏してお願ひ申しあげます。

敬 具

指定増区（採掘試区）へ変更
お願ひ租試区内容表

| 租試区標号 | 区域 | 設定炭層名 | 租試区面積 | 設定年月日 | 期間満了年月日 | 備 考 |
|------------------|--------------|--------------|-------|-----------------------|-----------------------|--|
| 租試
第 614号 | A | 上部炭層（有煤） | 7.06 | 昭和 55
年 11月
22日 | 昭和 45
年 11月
22日 | 昭和 38年
11月 22日
56年の
期間延長
不可能 |
| | | (但し杉谷上二尺層除く) | | | | |
| | 下部炭層（燐石） | 3.258 | | | | |
| | (但し杉谷上二尺層除く) | 1.076 | | | | |
| 計 | | | 4.222 | | | |
| 租試
第 687号 | A | 上部炭層（有煤）の内 | | 昭和 55年
11月 11日 | 昭和 43年
11月 22日 | 同 上 |
| | B | 杉谷上二尺層のみ | 4.339 | | | |
| 租試
第 754号 | | 下部炭層（燐石） | 2.455 | 昭和 49年
1月 17日 | 昭和 43年
1月 17日 | |
| 租試
第 755号 | C | 下部炭層（燐石） | 1.725 | 昭和 40
年 5月
26日 | 昭和 45
年 3月
31日 | |
| | D | 上部炭層（有煤） | 8.46 | | | |
| | 計 | | 3.571 | | | |
| 租試第 755
号増加区域 | | 下部炭層（燐石） | 5.49 | | | 申請中 |
| 租試第 755
号二次区域 | | 上部炭層（有煤） | 3.26 | | | 申請中 |

備考

| | | | |
|--------------|--------|--------------|-------|
| 上部炭層
(有煤) | 杉谷上二尺層 | 下部炭層
(燐石) | 編組五尺層 |
| | 杉谷下二尺層 | | 下二尺層 |
| | 杉谷本層 | | 土間八尺層 |
| | 間三尺層 | | 海軍八尺層 |



租鉦権區域の掘進増區による
採掘権鉦區に変更の御願圖

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所

租鉱権區域の掘進増區による採掘権區域に変更の御願圖

縮尺五分之二

増進租礦區域
採掘區域

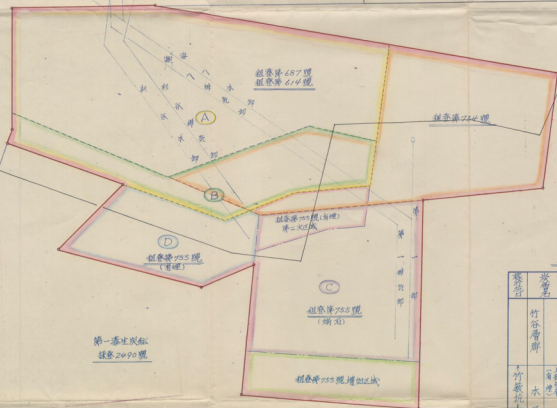
共同石炭 日吉礦権
採掘区域

増進増區(採礦權)へ変更
御願圖 掘進區域内容表

| 租鉱区域番号 | 区域 | 掘進或署名 | 掘進開始年度 | 掘進終了年度 | 期間満了年月日 | 摘要 |
|--------|----------|-------|--------|--------|-------------|-------------------|
| 租鉱第14号 | 上野炭層(採掘) | 2,228 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| | 下野炭層(採掘) | 2,228 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| | 上野炭層(採掘) | 2,228 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| | 下野炭層(採掘) | 2,228 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| 租鉱第17号 | 上野炭層(採掘) | 4,256 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| | 下野炭層(採掘) | 4,256 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| 租鉱第20号 | 下野炭層(採掘) | 2,128 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| 租鉱第25号 | 下野炭層(採掘) | 2,128 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| | 上野炭層(採掘) | 2,128 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| 租鉱第26号 | 下野炭層(採掘) | 2,128 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |
| 租鉱第28号 | 上野炭層(採掘) | 326 | 昭和18年 | 昭和19年 | 昭和19年10月22日 | 1919年-昭和19年10月22日 |

備考
 掘進上野炭層(採掘) 租鉱第14号
 掘進下野炭層(採掘) 租鉱第17号
 掘進上野炭層(採掘) 租鉱第20号
 掘進下野炭層(採掘) 租鉱第25号
 掘進上野炭層(採掘) 租鉱第26号
 掘進下野炭層(採掘) 租鉱第28号

吉河下山田炭権
採掘区域



炭層内容

| 炭層 | 層 | 状態 | 署名 | 区域 |
|------|------|----|--------|--------|
| 竹谷層 | 上野炭層 | 採掘 | 租鉱第14号 | 採掘増進区域 |
| | 下野炭層 | 採掘 | 租鉱第17号 | 採掘増進区域 |
| 水層 | 上野炭層 | 採掘 | 租鉱第20号 | 採掘増進区域 |
| | 下野炭層 | 採掘 | 租鉱第25号 | 採掘増進区域 |
| 下野炭層 | 上野炭層 | 採掘 | 租鉱第26号 | 採掘増進区域 |
| | 下野炭層 | 採掘 | 租鉱第28号 | 採掘増進区域 |

古岡勇造建築事務所 大分県大分市...

(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 (稲築四三〇番)
大隈一 一 番

和
年
月
日

1000 42.3



昭和42年7月14日

東京証券取引所登録株式会社
東京証券取引所上場会社
東京都中央区新富1丁目1番1号
共同石油工業株式会社
〒100-8301
TEL 3-3211

吾武庫区域の製造用区による
採掘権転区に変更の届出書

共同石油工業株式会社



昭和42年7月14日

三井炭山株式会社
社長 倉田 興 人 殿

共同石炭鉱業株式会社
社長 入 又 太 兵 衛

株式会社厚生鉱業所敷区内の田舎区の掘進
増区による採掘増産へ変更お願いの書

謹啓 同様のこの御社はますます御隆昌の段、心よりお喜び申し
あげます。

御社鳥居鉱業所、日吉鉱業所ともに御社の一方ならぬ御奨励、御
指導により石炭産業界の激動期にかかわりませず、今日まで経営
存続できました事を厚く御礼申し上げます。

お當然にて鳥居鉱業所は昨年未終採に伴います閉山を平穏裡に迎
える事ができまして、現在日吉鉱業所の経営に余力を傾注いたし
ております。昨年末審議されて参りました石炭政策の実施が日吉
産業の運命を決するものと万全の努力を払って参りましたが、そ
の後の情勢は現在御社が厚生鉱業所より御認可いただいております
採掘権の形式では石炭政策の重要であります採掘増産ならびに
御社にとりまて重大な鳥居の合理化閉山を中心とした異常
債務肩代りの適用が除外されます事が明白となり苦慮いたしてお
ります。石炭政策の全面適用を受けませず事により最後の活路を見
出し、長年の培れた労使の協力と技術を生かす事により、炭産炭
田の石炭に結びついた従業員700名の生活の端を確保する事に

企業存続の価値を見出し政策実施の一日も早やからん事を切望い
たして参りました。政策の適用を受ける事により企業存続の可能
性を信するだけに苦慮いたして参ります。

以上のごとき実情の下に今回株式会社厚生鉱業所の採掘権に兼支
えなければ、現在の田舎区域を掘進増区によります既掘区へ変
更をお願いいたしました。

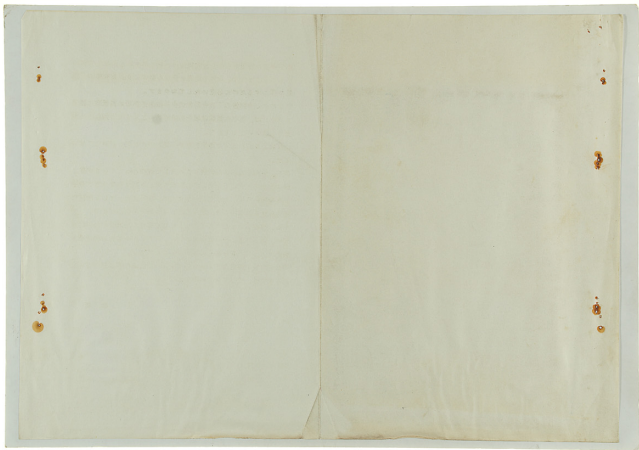
これにより石炭政策の適用を受ける様にいたしたい所存ござい
ます。

何卒、御社の苦衷を御賢察下りまして御許可いただけます様、
御相談のほど伏してお願ひ申し上げます。たびある事なます身懸
平をお願ひで申しわけございませんが、御社にとりまして死傷を
制せられる問題であり、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

もし、御許可いただけますれば、これが採業には御社の協力を
従ひ、誠心誠意御社の御指導を守り、いささかも御社に御迷惑を
おかけいたさぬ事を堅くおちかい申し上げます。

御社の実情を御賢察下りまして特別の御協議を賜り御許可いた
できます様、伏してお願ひ申し上げます。

敬 具



日吉鉱業所に於ける沿革表

奥国石炭鉱業株式会社日吉鉱務所

- 大正11年 8月○ 古河鉱業株式会社下山田炭鉱鉱区の一部分割を受け探登1077号(74315坪)鉱区設定、奥国石炭鉱業株式会社として充足す
- 〃 12年 5月○ 日吉二坑開坑
- 〃 13年 4月○ 陽鉱区三井鉱山株式会社山野炭礦所より鉱区(5000坪)分割を受け探登1147号として鉱区設定
上陽河鉱区を合併し現在の探登1278号(144315坪)に登録番号を変更す
- 〃 15年 4月○ 日吉一坑開坑
- 昭和10年 4月 陽鉱区日鉄鉱業株式会社陽陽炭鉱の一部割取探登契約を締結す
- 〃 13年 11月 古河下山田炭鉱鉱区へ竹笹層群、本層群(28720坪)の掘進増区をなし鉱区面積175177坪となる
- 〃 15年 2月○ 日吉三坑開坑
- 〃 17年 2月○ 竹笹坑開坑
- 〃 17年 社名を奥国石炭鉱業株式会社に改称す
- 〃 17年 4月 三井山野鉱区内へ土間、海軍八尺層(1000坪)の掘進増区をなす
- 〃 〃 7月 海軍八尺坑開坑
- 〃 〃 12月 久恒鉱業株式会社相生炭鉱区内へ編組五尺層、土間八尺層、海軍八尺層(2000坪)の掘進増区をなし、鉱区面積207177坪となる
- 〃 23年 7月 竹笹坑の探取にある三井鉱山株式会社山野炭礦所鉱区へ竹笹八尺上層、本層(27500坪)掘進増区をなす
- 〃 24年 8月 日鉄鉱区の割取掘取区域(17000坪)の使用権を設定し租登第10号として登録
- 〃 25年 10月 三井鉱山株式会社山野炭礦所鉱区内へ竹笹八尺上層、本層(108140坪)掘進増区をなし鉱区面積(344837坪)114007-ルとなる
- 〃 24年 10月 大谷坑開坑
- 〃 28年 1月 杉谷坑開坑
- 〃 〃 3月 日鉄鉱業株式会社割取炭鉱へ竹笹八尺上層、全本層(1447-ル)の掘進増区をなす
- 〃 〃 7月 三井鉱山株式会社山野炭礦へ竹笹八尺上層、全本層(9147-ル)の掘進増区をなす
- 〃 30年 1月 杉谷二尺坑開坑
- 〃 〃 8月 三井鉱山株式会社山野炭礦所へ竹笹八尺上層、全本層(7487-ル)の掘進増区をなす
- 〃 31年 3月 古河鉱業株式会社下山田炭鉱へ昭和13年11月掘進増区したる区域(7537-ル)を掘区す
- 〃 33年 11月 三井鉱山株式会社山野炭礦へ租登414号(63347-ル)杉谷五尺層以下海軍八尺層まで)の租登掘取
- 〃 〃 12月 渡辺炭礦株式会社陽陽炭鉱へ竹谷層群、本層群(26337-ル)の掘進増区をなす(本区域は従来設定していた租登10号の割取掘取)

現在鉱区面積 探登1278号 111087-ル 租登414号 43347-ル
 鉱区所在地 福岡県高橋郡藤野町、高橋町、山田市



昭和33年度実績
出展及び人員表

| 種別 | 期別 | 上期 | 下期 | 計 |
|----|------|---------|---------|---------|
| 出展 | 展 | 32,867% | 40,510% | 73,377% |
| 出展 | 次 | 80人 | 83人 | 163人 |
| 出展 | 内外 | 157 | 157 | 314 |
| 出展 | 次 | 201 | 177 | 378 |
| 出展 | 内外 | 360 | 334 | 694 |
| 出展 | 員 | 77 | 75 | 152 |
| 出展 | 次 | 14 | 12 | 26 |
| 出展 | 員 | 451 | 473 | 924 |
| 出展 | 次 | 55 | 55 | 110 |
| 出展 | 員十出展 | 506 | 540 | 1,046 |

制 車 表

| 種別 | 期別 | 上期 | 下期 | 計 |
|----|------|--------|--------|--------|
| 出展 | 展 | 4,643% | 4,752% | 9,395% |
| 出展 | 次 | 2,306 | 2,135 | 4,441 |
| 出展 | 内外 | 4,177 | 4,267 | 8,444 |
| 出展 | 次 | 1,266 | 1,226 | 2,492 |
| 出展 | 員 | 1,273 | 1,372 | 2,645 |
| 出展 | 員十出展 | 1,313 | 1,250 | 2,563 |

| 区 分 | 種 別 | 種別今期との増減割合
(6月実績割合) | 増 減 | 増 減 | 増 減 |
|-----|-----|------------------------|-----|-----|-----|
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |

| 区 分 | 種 別 | 種別今期との増減割合
(6月実績割合) | 増 減 | 増 減 | 増 減 |
|-----|-----|------------------------|-----|-----|-----|
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |
| 山口 | 出展 | 増減 | 0% | 0% | 0% |

昭和34年度計画
(6月臨調委員会) 出展及び人員表

| 種別 | 期別 | 上期 | 下期 | 計 |
|----|------|---------|---------|---------|
| 出展 | 展 | 44,513% | 52,400% | 96,913% |
| 出展 | 次 | 76人 | 117人 | 193人 |
| 出展 | 内外 | 176 | 216 | 392 |
| 出展 | 次 | 207 | 206 | 413 |
| 出展 | 内外 | 383 | 420 | 803 |
| 出展 | 員 | 73 | 73 | 146 |
| 出展 | 次 | 71 | 76 | 147 |
| 出展 | 員 | 547 | 577 | 1,124 |
| 出展 | 次 | 55 | 55 | 110 |
| 出展 | 員十出展 | 602 | 642 | 1,244 |

制 車 表 (6月臨調委員会)

| 種別 | 期別 | 上期 | 下期 | 計 |
|----|------|--------|--------|---------|
| 出展 | 展 | 24.17% | 27.33% | 25.75% |
| 出展 | 次 | 77,280 | 74,648 | 151,928 |
| 出展 | 内外 | 42.15 | 40.43 | 41.29 |
| 出展 | 次 | 17.77 | 20.77 | 19.27 |
| 出展 | 員 | 13.56 | 14.88 | 14.22 |
| 出展 | 員十出展 | 12.72 | 13.60 | 13.16 |



(昭和33年度実績)原単位表

大同石炭鉱業株式会社

日吉佐藤所

| | 33上期 (32547 吨) | | | | 33下期 (40510 吨) | | | | 33全期 (73057 吨) | | | |
|-----|----------------|----------|--------|--------------------|----------------|----------|--------|--------------------|----------------|----------|--------|--------------------|
| | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 |
| 木材 | 10959 | 12283813 | 0.275 | 1740 ⁰⁰ | 11733 | 12973704 | 0.270 | 1702 ⁰⁰ | 22692 | 32257757 | 0.272 | 1730 ⁰⁰ |
| 金属類 | 43503 | 3052202 | 1.573 | 41 ⁰⁶ | 44175 | 2895242 | 1.510 | 47 ³³ | 126698 | 2942470 | 1.511 | 47 ⁷⁹ |
| 火薬 | 17127 | 3827771 | 0.480 | 200 ⁰⁰ | 21466 | 4278161 | 0.530 | 177 ⁰⁰ | 40593 | 2107652 | 0.505 | 200 ⁰⁰ |
| 電線 | 251 | 144615 | 0.004 | 584 ⁰⁰ | 213 | 134271 | 0.005 | 630 ⁰⁰ | 464 | 283704 | 0.004 | 405 ⁰⁰ |
| 石膏 | 474 | 1735150 | 0.017 | 2873 ⁰⁰ | 1031 | 2400200 | 0.023 | 2322 ⁰⁰ | 1727 | 4335350 | 0.021 | 2510 ⁰⁰ |
| 電力 | 1322020 | 4717445 | 34.037 | 6 ⁷⁵ | 1287740 | 4740823 | 31.789 | 5 ²⁵ | 2609760 | 13678288 | 32.703 | 5 ¹⁰ |

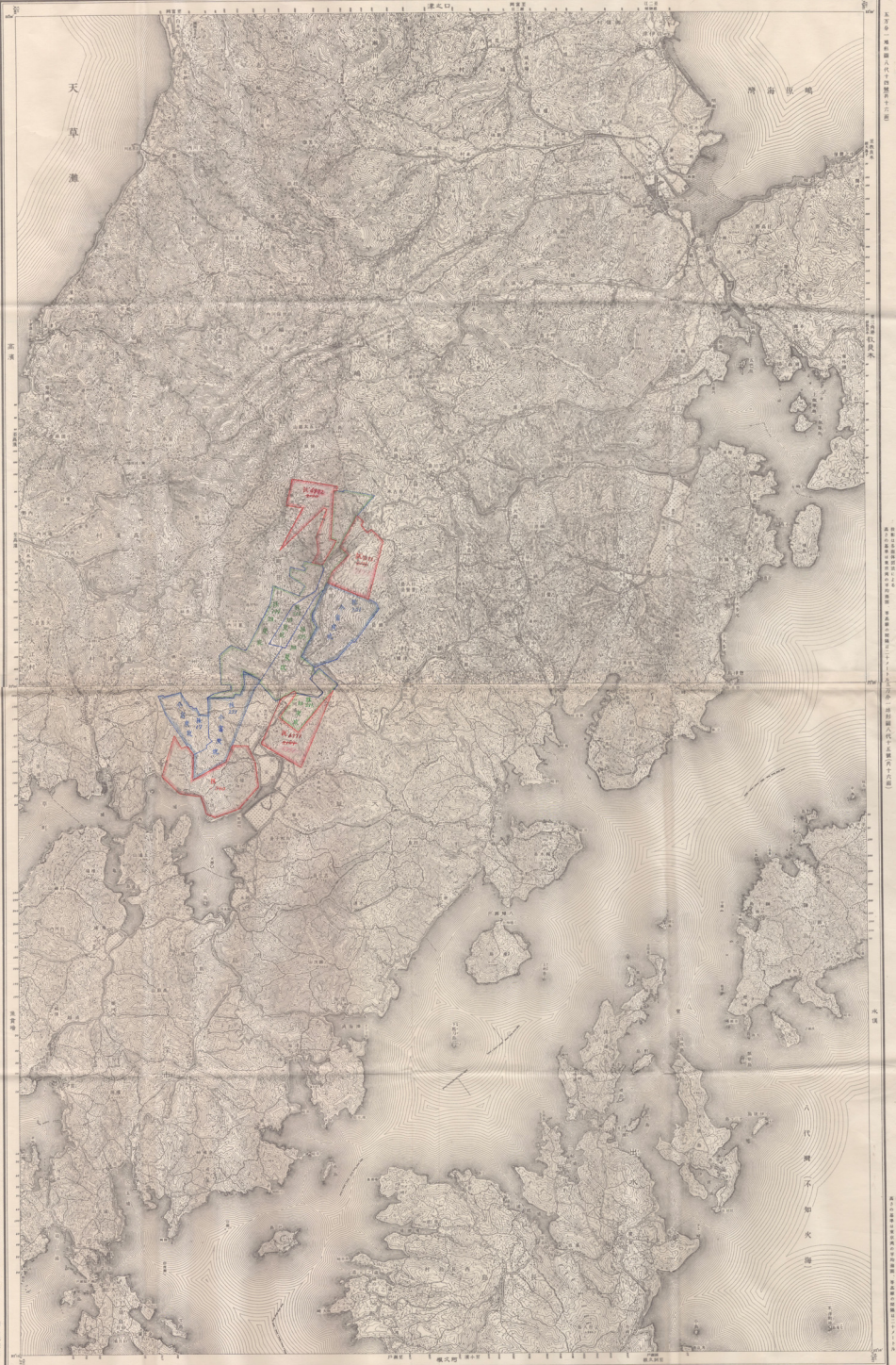
(昭和34年度計画)原単位表

(3月まで実績含む)

| | 34上期 (40513 吨) | | | | 34下期 (52400 吨) | | | | 34全期 (92913 吨) | | | |
|-----|----------------|----------|--------|--------------------|----------------|----------|--------|--------------------|----------------|-----------|--------|--------------------|
| | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 | 数量 | 金額 | 原単位 | 単価 |
| 木材 | 11111 | 12444000 | 0.250 | 1750 ⁰⁰ | 12628 | 21600000 | 0.241 | 1710 ⁰⁰ | 23739 | 41044000 | 0.245 | 1727 ⁰⁰ |
| 金属類 | 35223 | 1585000 | 0.771 | 45 ⁰⁰ | 42000 | 2100000 | 0.802 | 50 ⁰⁰ | 77222 | 3685000 | 0.777 | 47 ²² |
| 火薬 | 22777 | 4537000 | 0.512 | 177 ⁰⁰ | 27100 | 5460000 | 0.521 | 200 ⁰⁰ | 50077 | 2917000 | 0.517 | 200 ⁰⁰ |
| 電線 | 318 | 172000 | 0.007 | 540 ⁰⁰ | 387 | 240000 | 0.007 | 620 ⁰⁰ | 705 | 412000 | 0.007 | 593 ⁰⁰ |
| 石膏 | 654 | 1374000 | 0.015 | 2100 ⁰⁰ | 837 | 1800000 | 0.014 | 2150 ⁰⁰ | 1491 | 3174000 | 0.015 | 2127 ⁰⁰ |
| 電力 | 1422500 | 4828000 | 31.937 | 4 ⁰⁰ | 1447350 | 2200000 | 28.041 | 4 ²⁰ | 2879850 | 14.021000 | 27.840 | 4 ²⁵ |



| | |
|------|----|
| ▲▲▲▲ | 陸軍 |
| □□□□ | 海軍 |
| ○●○● | 空軍 |



此圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。

一、陸軍
 二、海軍
 三、空軍

▲▲▲▲ 陸軍
 □□□□ 海軍
 ○●○● 空軍

▲▲▲▲ 陸軍
 □□□□ 海軍
 ○●○● 空軍

▲▲▲▲ 陸軍
 □□□□ 海軍
 ○●○● 空軍

▲▲▲▲ 陸軍
 □□□□ 海軍
 ○●○● 空軍

▲▲▲▲ 陸軍
 □□□□ 海軍
 ○●○● 空軍

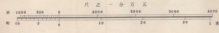
底急修正版 本圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。

底急修正版 本圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。

底急修正版 本圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。

底急修正版 本圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。

底急修正版 本圖係根據最新測量資料繪製，其比例尺為1:250,000。圖中所示之各項地物，均經实地查勘，力求準確。凡有錯誤，請即函告本局更正。本局地址：重慶市中二路。



四五三三號

中華民國二十九年五月

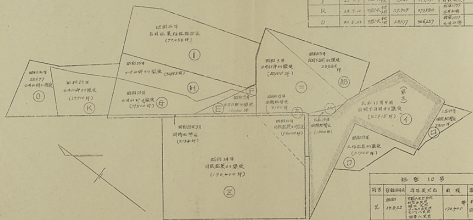
鉄区及邊図

南一區の一

| 北區 11000 坪 | | | |
|------------|-------|----|-------|
| 用途 | 面積 | 用途 | 面積 |
| 住宅 | 10000 | 住宅 | 10000 |
| 商業 | 1000 | 商業 | 1000 |
| 工業 | 1000 | 工業 | 1000 |

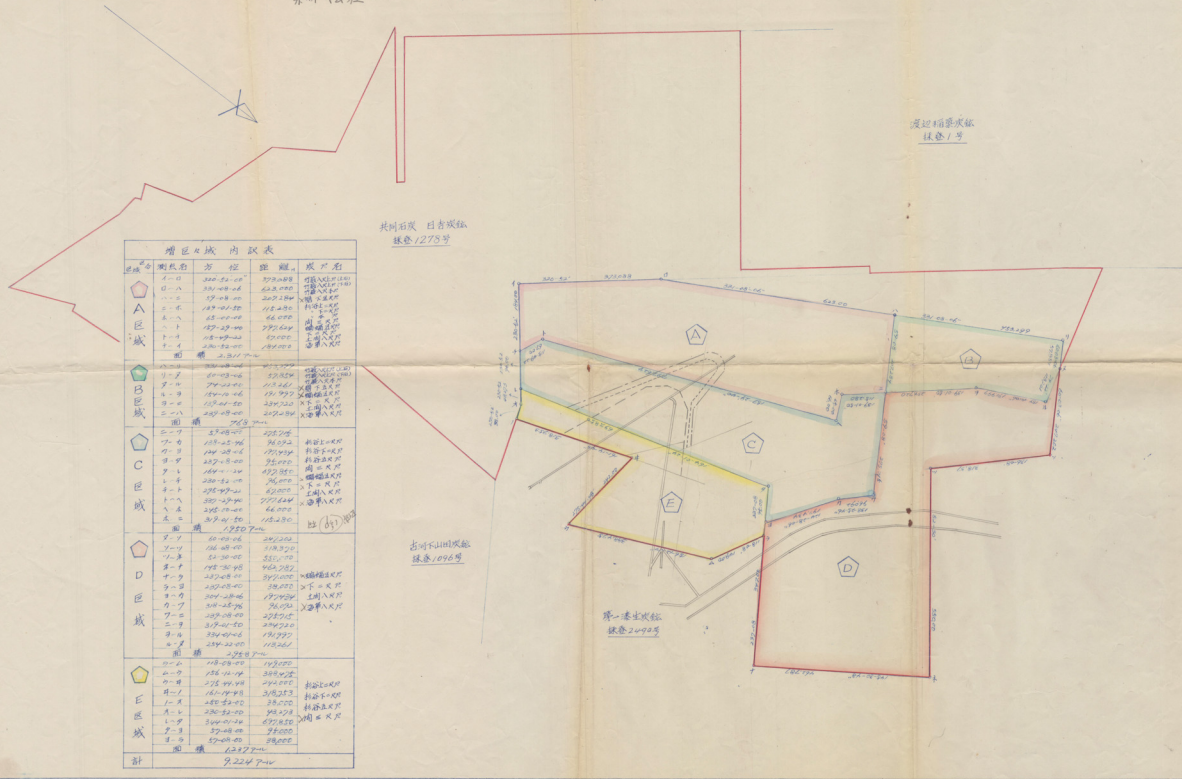
| 北區 11000 坪 | |
|------------|-------|
| 用途 | 面積 |
| 住宅 | 10000 |
| 商業 | 1000 |
| 工業 | 1000 |

| 北區 11000 坪 | | | | | | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|----|
| 用途 | 面積 | 用途 | 面積 | 用途 | 面積 | 用途 |
| 住宅 | 10000 | 住宅 | 10000 | 住宅 | 10000 | 住宅 |
| 商業 | 1000 | 商業 | 1000 | 商業 | 1000 | 商業 |
| 工業 | 1000 | 工業 | 1000 | 工業 | 1000 | 工業 |
| 公共 | 1000 | 公共 | 1000 | 公共 | 1000 | 公共 |
| 其他 | 1000 | 其他 | 1000 | 其他 | 1000 | 其他 |



| 北區 11000 坪 | | | |
|------------|-------|----|-------|
| 用途 | 面積 | 用途 | 面積 |
| 住宅 | 10000 | 住宅 | 10000 |
| 商業 | 1000 | 商業 | 1000 |
| 工業 | 1000 | 工業 | 1000 |

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所 No. 4 増区内容図 縮尺五千分一



増区内容表

| 区画 | 形式 | 方位 | 距離 | 取付名 |
|----|-----|-----------|----------|---------|
| A区 | 1-1 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(1) |
| | 1-2 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(2) |
| | 1-3 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(3) |
| | 1-4 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(4) |
| | 1-5 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(5) |
| | 1-6 | 200-20-00 | 500.00 | 増区A区(6) |
| B区 | 2-1 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(1) |
| | 2-2 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(2) |
| | 2-3 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(3) |
| | 2-4 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(4) |
| | 2-5 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(5) |
| | 2-6 | 200-20-00 | 500.00 | 増区B区(6) |
| C区 | 3-1 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(1) |
| | 3-2 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(2) |
| | 3-3 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(3) |
| | 3-4 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(4) |
| | 3-5 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(5) |
| | 3-6 | 200-20-00 | 500.00 | 増区C区(6) |
| D区 | 4-1 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(1) |
| | 4-2 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(2) |
| | 4-3 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(3) |
| | 4-4 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(4) |
| | 4-5 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(5) |
| | 4-6 | 200-20-00 | 500.00 | 増区D区(6) |
| E区 | 5-1 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(1) |
| | 5-2 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(2) |
| | 5-3 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(3) |
| | 5-4 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(4) |
| | 5-5 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(5) |
| | 5-6 | 200-20-00 | 500.00 | 増区E区(6) |
| 計 | | | 2,224.70 | |

共同石炭 日吉鉱業所
様巻/275号

共同石炭 日吉鉱業所
様巻/496号

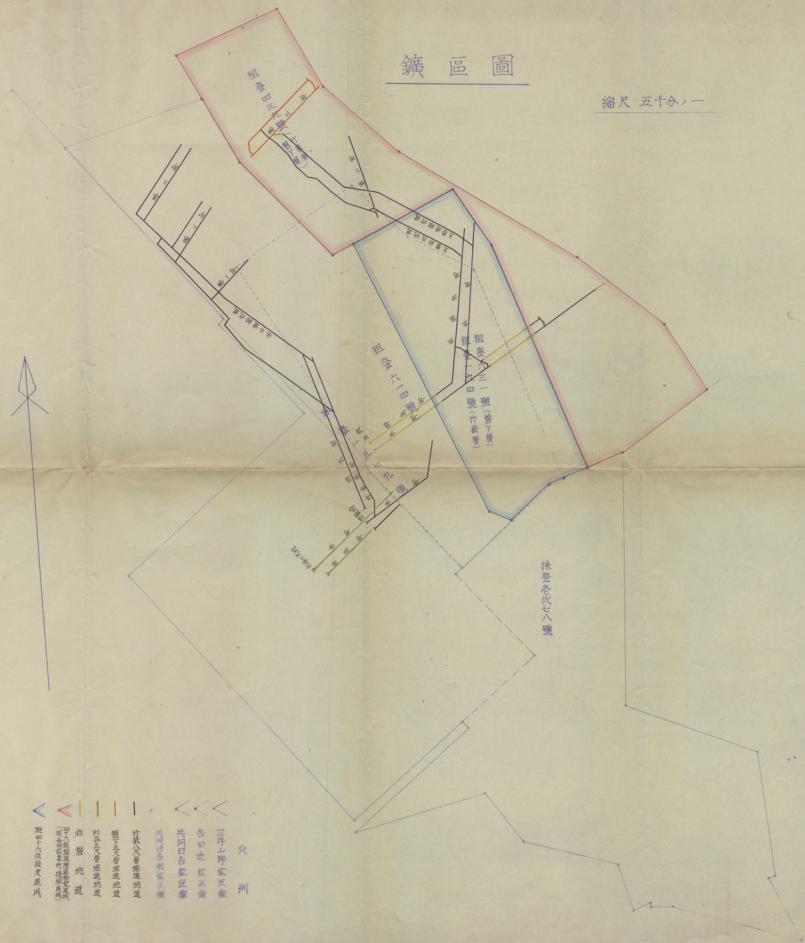
共同石炭 日吉鉱業所
様巻/1号

共同石炭 日吉鉱業所
様巻/209号



鑛區圖

縮尺 五千分一



- 圖例
- ▲ 鑛區一
 - ▲ 鑛區二
 - ▲ 鑛區三
 - ▲ 鑛區四
 - ▲ 鑛區五
 - ▲ 鑛區六
 - ▲ 鑛區七
 - ▲ 鑛區八
 - ▲ 鑛區九
 - ▲ 鑛區十
 - ▲ 鑛區十一
 - ▲ 鑛區十二
 - ▲ 鑛區十三
 - ▲ 鑛區十四
 - ▲ 鑛區十五
 - ▲ 鑛區十六
 - ▲ 鑛區十七
 - ▲ 鑛區十八
 - ▲ 鑛區十九
 - ▲ 鑛區二十

日吉炭坑 租銀推の内容

| 租銀収管録番号 | 租登才614号 | 租登才627号 | 租登才734号 | 租登才755号 |
|-------------|---|--|------------------------------|----------------------------------|
| 租 登 録 日 定 日 | 昭和三十二年11月22日 | 昭和三十二年11月11日 | 昭和三十二年1月17日 | 昭和三十二年5月26日 |
| 租 銀 有 限 期 | 自昭和三十二年11月22日
至昭和三十九年11月22日 | 自昭和三十二年11月11日
至昭和三十九年11月22日 | 自昭和三十二年1月17日
至昭和三十九年1月17日 | 自昭和三十二年5月26日
至昭和三十九年3月31日 |
| 設 定 界 限 | A
之 域 | 杉谷上=尺尺 | 堀尾3尺 下=尺尺
土間八尺 溝半八尺 | 堀尾3尺 下=尺尺
土間八尺 溝半八尺 |
| | B
之 域 | | | 杉谷下=尺尺 杉谷半尺
溝=尺尺 |
| 設 定 面 積 | A之域 | | | 172.500 |
| | B之域 | | | 34.600 |
| | 計 | 433.400 [㎡] | 245.500 [㎡] | 257.100 [㎡] |
| 原 租 名 義 | 和州炭坑株式会社
和州炭坑株式會社
才2490号
山二平鉄山株式会社
山形炭坑會社
昭和三十二年11月22日 | 左=同 | 左=同 | 株式会社生業會社
和州炭坑株式會社
才2490号 |
| 租 銀 所 在 地 | 和州炭坑株式會社
和州炭坑株式會社
和州炭坑株式會社 | | | 和州炭坑株式會社
和州炭坑株式會社
和州炭坑株式會社 |
| 租 銀 推 主 | 和州炭坑株式會社 | 和州炭坑株式會社 | 和州炭坑株式會社 | 和州炭坑株式會社 |
| 備 考 | 昭和三十二年11月22日
57年一期間延長
一期間延長不可
昭和三十二年627号同一
之域 | 昭和三十二年11月22日
57年一期間延長
一期間延長不可
租登録614号同一
之域 | | |



辻及鏡 租銀指の内書及口推移表

| 租銀収金帳番号 | 旧 設 定 | | | 旧設定已済ノ統一新規再設定 | |
|------------------|--|--|--|--|--|
| | 租登才194号 | 租登才427号 | 租登才611号 | 租登才681号
<small>(原才194号)</small> | 租登才682号
<small>(原才427号)</small> |
| 租 稅 指 定
年 月 日 | 昭和三十五年五月七日 | 昭和三十年四月二十二日 | 昭和三十四年三月十二日 | 昭和三十五年七月九日 | 昭和三十五年七月二十日 |
| 租 稅 期 間 | 自昭和三十五年五月七日至昭和三十五年五月二十日 | 自昭和三十年四月二十二日至昭和三十五年四月二十二日 | 自昭和三十四年三月十二日至昭和三十五年三月十二日 | 自昭和三十五年七月九日至昭和三十五年七月二十日 | 自昭和三十五年七月二十日至昭和三十五年七月二十日 |
| 設定英尺 | A
之
区 | 竹藪八尺上尺 | 竹藪八尺上尺
下五尺尺 | 盤下五尺尺 | 竹藪八尺上尺
盤下五尺尺 |
| | B
之
区 | | | | |
| 設定面積 | A区 | 256.000 m ² | 296.500 m ² | 256.000 m ² | 256.000 m ² |
| | B区 | | | | |
| 計 | | | | 852.500 m ² | 256.000 m ² |
| 原 租 已
原 租 者 名 | 三井物産株式會社
日吉支店
福岡県村田郡金井
才1278号 | 三井物産株式會社
山形支店
福岡県村田郡金井
才1577号 | 三井物産株式會社
山形支店
福岡県村田郡金井
才1577号 | 三井物産株式會社
山形支店
福岡県村田郡金井
才1577号 | 三井物産株式會社
日吉支店
福岡県村田郡金井
才1278号 |
| 租 銀 已 所 在 地 | 福岡県志摩郡 福原町 | 〃 | 〃 | 福岡県志摩郡 福原町 | 福岡県志摩郡 福原町 |
| 租 銀 指 定 者 名 | 吉田敏重株式會社 | 〃 | 〃 | 辻敏重株式會社 | 辻敏重株式會社 |
| 租 稅 指 定 年 月 日 | 租稅新指定ノ年
昭和三十五年七月二十日指
定 | 〃 | 〃 | 保各港111才之租
昭和三十二年十二月十二日 | 保各港111才之租
昭和三十二年十二月十二日 |
| 備 考 | 租登才611号ノ同一
区域 | 〃 | 租登才194号ノ同一
区域、盤下五尺尺是也 | 租登才611号ニ合併
16.00 | 租登才194号ノ同一
区域 |



| | | 甲 | | 乙 | | 丙 | | 丁 | | 戊 | | 合计 | | 说明 | |
|---|----|------|-----|------|------|------|-----|------|---|----|---|-------|---|----|--|
| | | 甲 | 乙 | 甲 | 乙 | 甲 | 乙 | 甲 | 乙 | 甲 | 乙 | 甲 | 乙 | | |
| 地 | 林次 | 66 | | 66 | 45 | 18 | | 60 | | | | 146 | | | |
| | 林法 | 26 | | 26 | 22 | 21 | | 21 | | | | 119 | | | |
| | 林法 | 28 | | 28 | 22 | 6 | | 28 | | | | 66 | | | |
| | 林法 | 8 | | 8 | | | | | | | | 8 | | | |
| | 林法 | 7 | | 7 | 17 | 3 | | 20 | | | | 27 | | | |
| 月 | 工作 | 5 | | 5 | 7 | 3 | | 12 | | | | 17 | | | |
| | 工作 | 5 | | 5 | 7 | 3 | | 10 | | | | 15 | | | |
| 火 | 共 | 10 | | 10 | 16 | 6 | | 22 | | | | 32 | | | |
| | 共 | 9 | | 9 | 16 | 6 | | 20 | | | | 29 | | | |
| | 共 | 144 | | 154 | 188 | 62 | | 243 | | | | 397 | | | |
| 地 | 管理 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理 | 67 | 2 | 19 | 22 | 5 | 2 | 29 | | | | 48 | | | |
| 月 | 正 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 正 | 21 | 3 | 34 | 47 | 10 | 3 | 54 | | | | 58 | | | |
| 火 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 8 | | 8 | 10 | 2 | 1 | 13 | | | | 21 | | | |
| 月 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 22 | 1 | 13 | 16 | 4 | 7 | 21 | | | | 34 | | | |
| 火 | 知 | 10 | 1 | 11 | 15 | 4 | 1 | 20 | | | | 33 | | | |
| | 知 | 30 | 7 | 37 | 44 | 25 | 8 | 52 | | | | 224 | | | |
| 月 | 知 | 232 | 7 | 241 | 322 | 79 | 9 | 380 | | | | 621 | | | |
| | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| 火 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 11 | | 11 | | | | 8 | | 8 | | 19 | | | |
| 月 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 11 | | 11 | | | | 8 | | 8 | | 19 | | | |
| 火 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 11 | | 11 | | | | 11 | | 11 | | 22 | | | |
| 月 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 11 | | 11 | | | | 9 | | 9 | | 13 | | | |
| 火 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 11 | | 11 | | | | 20 | | 20 | | 35 | | | |
| 月 | 知 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知 | 30 | | 30 | 292 | 79 | 9 | 380 | | | | 675 | | | |
| 火 | 知 | 5000 | 500 | 5500 | 6500 | 1500 | 500 | 8500 | | | | 14000 | | | |
| | 知 | 200 | 100 | 300 | 200 | 100 | 100 | 200 | | | | 200 | | | |

精製電氣(1000)編印



操業評価總括表

共同石灰部株式會社
日吉 操業所

| 年度別 | | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 | |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 有 | 竹藪坑 | 出炭計畝 | 46,877 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 64,000 |
| | | 人罷 | 198 | 232 | 223 | 215 | 156 |
| | | 人罷率 | 18.6 | 21.4 | 22.4 | 21.3 | 23.8 |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| | 一坑 | 出炭計畝 | 8,754 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | |
| | | 人罷 | 31 | 33 | 33 | 32 | |
| | | 人罷率 | 18.2 | 18.2 | 18.2 | 18.6 | |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | |
| 煙 | その他 | 出炭計畝 | 1,229 | | | | |
| | | 人罷 | 20.9 | | | | |
| | | 人罷率 | 60.8 | | | | |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | | | | |
| | | 差引指益 | 200,000 | | | | |
| | 計 | 出炭計畝 | 67,220 | 68,000 | 68,000 | 68,000 | 64,000 |
| | | 人罷 | 249 | 265 | 256 | 247 | 186 |
| | | 人罷率 | 22.8 | 20.6 | 21.5 | 22.3 | 23.0 |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 楠 | 杉谷三叉坑 | 出炭計畝 | 75,747 | 75,000 | 75,000 | 75,000 | 75,000 |
| | | 人罷 | 276 | 292 | 281 | 283 | 236 |
| | | 人罷率 | 22.9 | 22.3 | 21.7 | 21.7 | 23.0 |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| | 二坑 | 出炭計畝 | 16,223 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |
| | | 人罷 | 77 | 79 | 72 | 69 | 114 |
| | | 人罷率 | 18.2 | 18.0 | 20.2 | 22.7 | 26.3 |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 石 | 海八坑 | 出炭計畝 | 1,718 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | |
| | | 人罷 | 33 | 37 | 37 | 36 | |
| | | 人罷率 | 17.0 | 18.4 | 18.4 | 18.9 | |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | |
| | 計 | 出炭計畝 | 67,227 | 68,000 | 68,000 | 68,000 | 64,000 |
| | | 人罷 | 386 | 402 | 393 | 383 | 340 |
| | | 人罷率 | 21.4 | 20.9 | 21.7 | 22.6 | 23.9 |
| | | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 合計 | 出炭計畝 | 63,5 | 67.5 | 67.5 | 67.5 | 47.6 | |
| | 人罷 | 21.9 | 20.7 | 22.2 | 22.2 | 23.2 | |
| | 人罷率 | | | | | | |
| | 山元手取 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | |
| | 差引指益 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | |

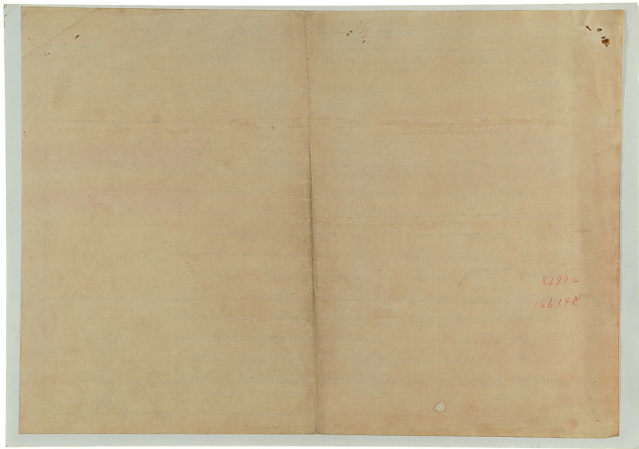
出炭(1)4月

年度別 山元原油換益計画表

3%

| 年度別 | 41年度 | 42年度 | 43年度 | 44年度 | 45年度 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 月産出数量 | 14,901 | 14,770 | 14,800 | 14,900 | 14,800 |
| 有煙母出数量 | 13,446 | 13,220 | 13,210 | 13,200 | 13,140 |
| 備忘 | 1,455 | 1,550 | 1,590 | 1,700 | 1,660 |
| 合計 | 14,901 | 14,800 | 14,800 | 14,800 | 14,800 |
| 山元 | 967 | 964 | 964 | 964 | 964 |
| 有煙母出数量 | 12,419 | 12,256 | 12,246 | 12,236 | 12,176 |
| 備忘 | 2,781 | 2,980 | 3,000 | 3,100 | 3,060 |
| 合計 | 14,901 | 14,800 | 14,800 | 14,800 | 14,800 |
| 項目別 | 金額 ±% | 金額 ±% | 金額 ±% | 金額 ±% | 金額 ±% |
| 山元原油 | 1,790,440,000 | 1,770,700,000 | 1,784,900,000 | 1,802,100,000 | 1,794,221,000 |
| 管理費 | 21,999,000 | 21,800,000 | 21,800,000 | 21,800,000 | 21,800,000 |
| 金利 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 総原価 | 1,813,439,000 | 1,800,000,000 | 1,806,700,000 | 1,824,900,000 | 1,817,021,000 |
| 自産成増費額 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 差引総原価 | 1,803,439,000 | 1,790,000,000 | 1,800,000,000 | 1,814,900,000 | 1,807,021,000 |
| 山元原油(換) | 1,803,439,000 | 1,790,000,000 | 1,800,000,000 | 1,814,900,000 | 1,807,021,000 |
| ・ (換) | 1,803,439,000 | 1,790,000,000 | 1,800,000,000 | 1,814,900,000 | 1,807,021,000 |
| ・ (換) | 1,803,439,000 | 1,790,000,000 | 1,800,000,000 | 1,814,900,000 | 1,807,021,000 |
| 差引自産成増費 | 1,803,439,000 | 1,790,000,000 | 1,800,000,000 | 1,814,900,000 | 1,807,021,000 |





8292
166140



日有鉱業所に於ける沿革

長岡石炭鉱業株式会社日有鉱山

- 大正11年 8月 ○ 古河鉄業株式会社下山田炭鉱地区の1部分割を受け採掘1077号(743/3坪) 炭区設定、共同石炭~~業~~株式会社として発足す
- 〃 12年 2月 ○ 日有二坑開坑
- 〃 12年 2月 ○ 三井炭山株式会社山野炭礦より炭区(3000坪) 分割を受け採掘1147号として炭区設定
- 〃 13年 2月 ○ 上野炭区を合併し現在の採掘1077号(743/3坪) に採掘番号を充てる
- 大正13年 2月 ○ 日有一坑開坑
- 昭和10年 4月 ○ 炭区日有炭礦株式会社日有炭鉱地区の一部を採掘1101号を譲受す
- 〃 13年 11月 ○ 古河下山田炭業株式へ竹野炭区、本採掘(25730坪) の採掘増設をせし炭区採掘175177坪となる
- 〃 13年 2月 ○ 日有三坑開坑
- 〃 17年 2月 ○ 竹野炭開坑
- 〃 17年 ○ 社名を共同石炭業和株式会社に改称す
- 〃 17年 6月 ○ 三井山野炭区内へ土間、西側八尺層(11000坪) の開拓増設をなす
- 〃 〃 7月 ○ 西側八尺開採坑
- 〃 〃 12月 ○ 久保炭業株式会社御堂炭礦炭区内へ西側五尺層、土間八尺層、西側八尺層(21000坪) の開拓増設をせし、炭区採掘302177坪となる
- 〃 23年 7月 ○ 竹野炭の採掘にある三井炭山株式会社山野炭礦炭区へ竹野八尺上、本採掘(22500坪) の開拓増設をなす
- 〃 24年 8月 ○ 日有炭区の開採増設区域(170000坪) の使用権を改定し採掘10号として発給
- 〃 25年 10月 ○ 三井炭山株式会社山野炭礦炭区内へ竹野八尺上、本採掘(102100坪) の開拓増設をせし炭区採掘(344277坪) 118000坪となる
- 〃 26年 10月 ○ 大谷炭開坑
- 〃 28年 7月 ○ 砂谷炭開坑
- 〃 〃 7月 ○ 日新炭業株式会社御堂炭礦へ竹野八尺上層、全本層(16470坪) の開拓増設をなす
- 〃 〃 7月 ○ 三井炭山株式会社山野炭礦へ竹野八尺上層、全本層(71470坪) の開拓増設をなす
- 〃 30年 7月 ○ 砂谷二坑開採坑
- 〃 〃 8月 ○ 三井炭山株式会社山野炭礦へ竹野八尺上層、全本層(74870坪) の開拓増設をなす
- 〃 古河炭業株式会社下山田炭礦へ昭和12年11月開採増設した本採掘(75370坪) を譲受す
- 〃 31年 3月 ○ 三井炭山株式会社山野炭礦炭区へ採掘1147号(4730坪) と右五尺層以下(西側八尺層まで) の開採増設
- 〃 32年 11月 ○ 建設省炭業株式会社御堂炭礦へ竹野炭区、本採掘(25730坪) の採掘増設をなす(平区炭礦採掘増設していた採掘10号の別冊参照)

現在炭区面積 採掘1077号 12,1087-0 採掘1147号 4,3207-0
 炭区所在地 福岡県高橋郡高崎町、高橋町、山田町



遷

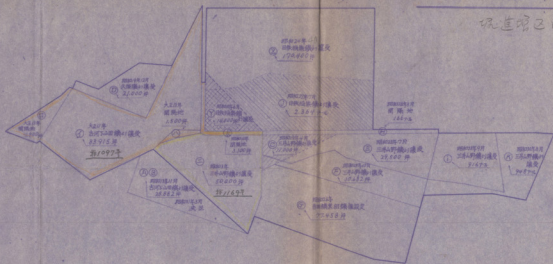
同

8 $\frac{1}{5000}$



日吉鑛業所 鑛區變更圖

現道昭区内考図



大正 鑛業所 1189 号

| 符号 | 名称 | 面积 | 备注 |
|----|--------|---------|----|
| 1 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 2 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 3 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 4 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 5 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 6 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 7 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 8 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 9 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 10 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 11 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 12 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 13 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 14 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 15 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 16 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 17 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 18 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 19 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 20 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |

大正 鑛業所

鑛業所

採査第 1278 号

| 符号 | 名称 | 面积 | 备注 |
|----|--------|---------|----|
| 1 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 2 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 3 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 4 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 5 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 6 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 7 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 8 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 9 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 10 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 11 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 12 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 13 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 14 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 15 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 16 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 17 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 18 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 19 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 20 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |

採査第 614 号

| 符号 | 名称 | 面积 | 备注 |
|----|--------|---------|----|
| 1 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 2 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 3 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 4 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 5 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 6 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 7 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 8 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 9 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 10 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 11 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 12 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 13 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 14 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 15 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 16 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 17 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 18 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 19 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 20 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |

採査第 10 号

| 符号 | 名称 | 面积 | 备注 |
|----|--------|---------|----|
| 1 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 2 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 3 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 4 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 5 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 6 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 7 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 8 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 9 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 10 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 11 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 12 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 13 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 14 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 15 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 16 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 17 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 18 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 19 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |
| 20 | 大正 鑛業所 | 2,000 坪 | |



炭層柱狀圖

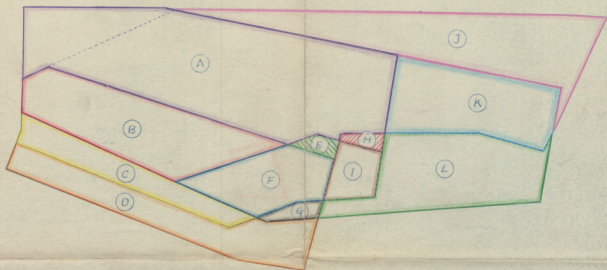
縮尺 1/60

| 層群名 | 炭層名 | 夾文 | 夾厚 | 断面 | 炭厚 | | 炭層間隔 | 累計 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|---|------|----|----|
| | | | | | 上 | 下 | | | |
| 竹 | 上竹 | | 0.200 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.050 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.050 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | 下竹 | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.200 | | | | |
| 谷 | 打穀八尺水層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | 下三層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| 木 | 杉木水層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | 下二水層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| 層 | 間三水層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | 燭燭五尺層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| 群 | 下二水層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | 土間八尺層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| | | | 0.100 | | 0.100 | | | | |
| 海軍八尺層 | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |
| | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |
| | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |
| | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |
| | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |
| | | 0.100 | | 0.100 | | | | | |



堪進增区 (標.278号)
租 鉦 区 (標.447号
527)

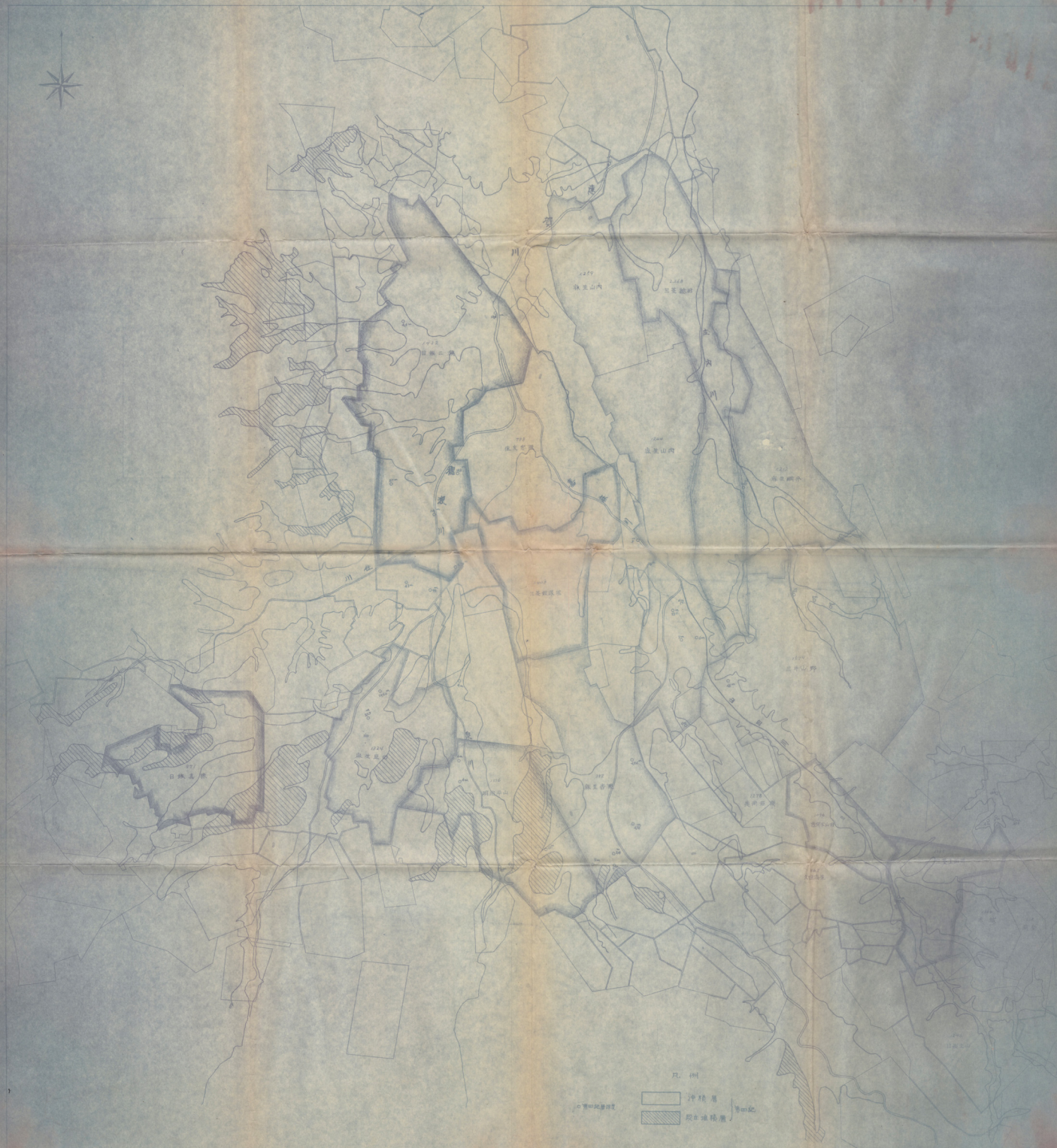
鉦 区 内 容 調 査 図 $\frac{1}{5000}$



| 區 域 | 炭 層 名 | 區 域 | 炭 層 名 |
|-----|--|-----|---|
| (A) | 竹藪ノ上層
竹藪ノ下層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層 | (G) | 竹藪ノ上層
砂礫ノ上層
上ノ火層
砂礫ノ下層
砂礫ノ上層 |
| (B) | 竹藪ノ上層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層
砂礫ノ下層 | (H) | 上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層
砂礫ノ下層 |
| (C) | 竹藪ノ上層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層 | (I) | 上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層
砂礫ノ下層 |
| (D) | 竹藪ノ上層 | (J) | 竹藪ノ上層
竹藪ノ下層 |
| (E) | 竹藪ノ上層
竹藪ノ下層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層 | (K) | 竹藪ノ上層
竹藪ノ下層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層
砂礫ノ下層 |
| (F) | 竹藪ノ上層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層 | (L) | 砂礫ノ上層
上ノ火層
砂礫ノ上層
砂礫ノ下層
炭ノ火層
砂礫ノ下層 |

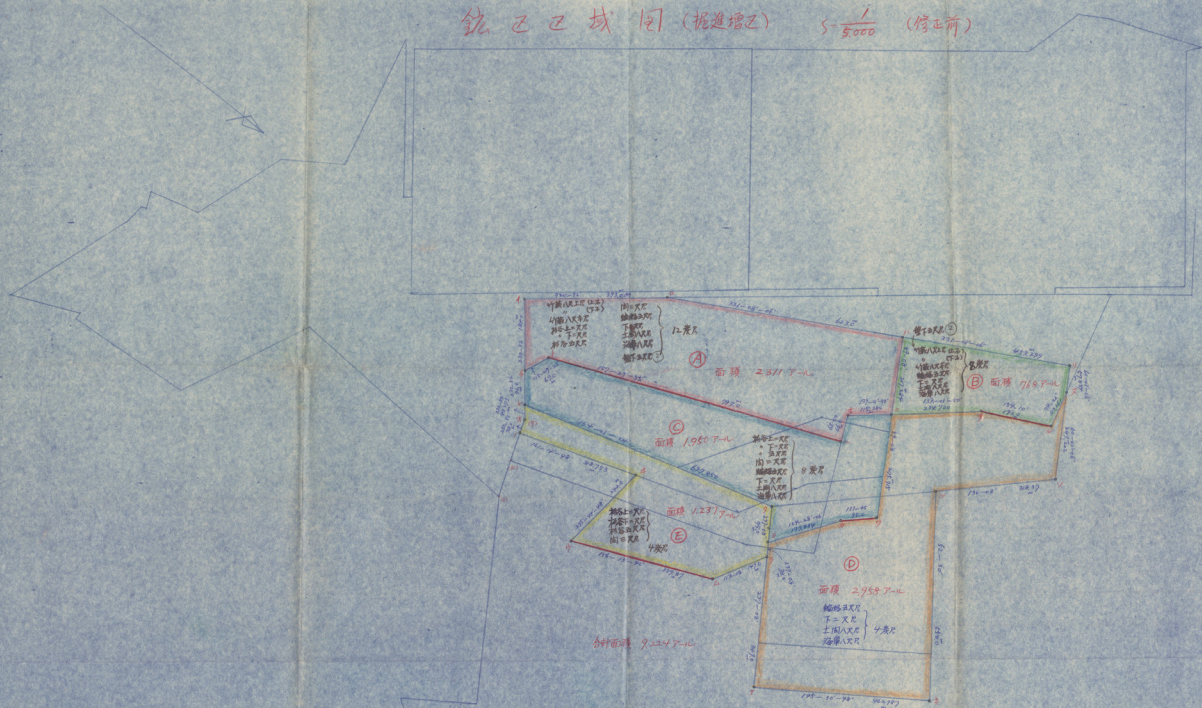
飯塚地区第四紀層分布図

縮尺 二万五千分之一



凡例
○ 調査地点
□ 沖積層
▨ 礫沖積層

鏡区区域图 (掘進増工) $S = \frac{1}{5000}$ (修正前)



当り無飲り50年を来い、揮毫了史で飲区衛生が精華
 (地元の自給以外の増産増進に担飲は) の場合、
 担飲は多飲化(多飲)し、理化的飲区形態 同野か
 あり、又作局の行政指集もあり、今日 地元の担飲は
 飲者清水が飲りし、飲道増進を担り、担飲は飲り分等へ
 飲は担振一元化と同じ、飲今の著書と飲り、飲区を全
 今に発定させ、その上に支脚に長期予定 担者 担り
 〃
 高今同の飲道増進を担り、本格的に 飲区、担者 担現
 化の形集と担りし、担者 担行の担りし。



昭和十三年八月三日

福岡商船振興局長

郵 部 出 発 印

北九州市船橋区本町ノ丁目ヲ参ノ〇号

振出振替 共同石炭炭礦株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

福岡県船橋区船橋考大字才田ノ二六番

代 理 人 吉 川 茂



船橋地区について特別調査報告

当共同石炭炭礦株式会社、自前年開始、大正ノ七年開採以來
今日までより早くと採掘を実施しています。

この未だ採掘歴史の中で、緊急を以て普通の出産区域(採
掘は自産区の外に船橋地区と船橋区との間に、船橋区に多敷化
出産區域(月産ノ五〇〇〇〇担)および状況(採掘の主力が船
橋区内である、即ち全産出担ノ七〇ノ〇ノ〇ノ〇ノ月が船
橋区内出産)並に將來計画(石炭採掘に當り長距離運送の節
立)より判断して、現状の船橋区形勢では困難があり、又採掘よ
りの行政整理もあり、今般現状の船橋区を船橋供部する案によ
る船橋地区出産の長距離運送に何等、船橋区に何等、船橋区に何等
船橋の基礎である船橋区を完全に安定させ、その上に立脚した長
距離運送の確立を要するものであります。

上述の船橋地区による運送整理へ何等へする為には、その建設の
手段として(権利関係による為)

1. 現存の船橋地区区域の船橋区(今日の船橋地区船橋区区域との
重複する部分)出産の整理を為すこと。

1. 現存の船橋区(船橋区)の諸般整理を為すこと。
以上の手段を實施し、船橋地区区域を一定自産とした後でな
ければ、船橋地区の整理は不可能である事です。

然し乍ら以上の地区出産の整理の期を、期せずして実施しますと
船橋区および船橋区諸般整理に船橋地区の出産をしても許可登
録までには相當の期間(費用に於ける各部、各課運送整理期間)
を必要とします。従つてその間の空白期間は船橋区は自社の各
種利益停止となり、それが為、その間は当社日吉炭家の採掘を停
止しなければならぬ事になります。かような非常事態を起し
ますので、今回の地区整理は本質的に、船橋区、現業実現状の
形勢をそのまま維持維持するものであり前述の通り低的な事
業以上の困難にて、かような困難が出来ますので、このへんの
事情を調査整理するに於いて、船橋地区出産の許可整理を依頼い
し且つ昭和十三年船橋地区運送協会の新設の船橋地区の許可整理
に代り合いますより整理等並に船橋の整理を許可整理を認める
臨時で決定をお願いして、以て船橋区及び船橋区諸般整理に船
橋地区出産の許可整理を得て、当社の船橋区権利の空白期間をな
くし又船橋の安定を期りたい所存でありますので、何等整理の
何れもを以て早急の御決定下さいますようお願い致します。



製造用区出願についての審判要旨加表引書

舊興石炭炭礦株式会社、日吉炭礦は筑後豊田の市部新築地区にあり、省部上山田脈を以て山田帯および高橋町(旧大塚町)境界の日吉沖田を中心として、大正17年当初狭小な製造用区(採掘用274号)を採掘範囲として、一坑、二坑を掘削し小規模採掘を開始し、最近昭和今日まで30年近く経営を継続しています。

この開採権維持期間の満、昭和24年4月(当初は昭和19年より)開採の當時の日吉炭礦株式会社と新築炭坑(高石炭田新築炭坑)に製造用区「高石炭坑」を以てする製造用区の出願申請(竹谷群、本層群の全部)を受け、製造用区業者の竹谷炭、杉谷二尺坑、高八尺の三坑口を掘削し、之に準行して昭和24年7月より昭和30年7月までの間に4箇に亘り高石炭坑の境界の三井炭山株式会社山田製鐵所(現在株式会社新築炭坑、新一炭坑)に地上層の竹谷群の竹谷八尺層(上層、本層)を製造用区による採掘権の分割を受け、これに伴い事業場を拡大し採掘本体の中心を従来の大塚日吉製造用区より現在の高橋町才田地区に移行しました。

開採出炭権を有する共に製造用区として前記三井山田製鐵所製鐵所製造用区製造の竹谷群の下層にある本層群の製造用区(製造用区)を申請したるも採掘権の社内事情により製造用区にて設置することとなり下記の通り建設用製造用区(別添特許出願)今日に及んでいる。

即ち昭和22年11月建設第417号、昭和25年11月417号と同一区域に建設第687号(杉谷上二尺層の一部のみ追加建設)昭和28年1月建設第733号、昭和30年1

月建設第733号、昭和32年7月建設第775号の3製造用区を建設しています。

| 建設用区 | 建設用区名 | 建設用区面積(アール) | 建設用区年月日 | 掘削完了年月日 | 備 考 |
|------|---------------------------|-------------|-------------------|---------|------------------------|
| 製造用区 | 竹谷群 上層 竹谷八尺層 本層 | 6777 | 2227/9
2308.23 | | 掘削中 |
| 掘削 | 本層群 上部炭層 似し杉谷上二尺層を除く 下部炭層 | 6244 | 3311.23 | 31/1.23 | 採掘権 不明 |
| 掘削 | 本層群 上部炭層の杉谷上二尺層のみ | 4364 | 3311.19 | 31.1.23 | 全 上 |
| 掘削 | 本層群 下部炭層 | 2433 | 3211.7 | 6.1.17 | |
| 掘削 | 本層群 上部炭層 下部炭層 | 3120 | 40.2.26 | 2.23.31 | 8#27.28
3297-
25 |
| 掘削 | 本層群 上部炭層 | 324 | 6.27.28 | 9.3.31 | |



上記の取込区域の履行状況は南蔵の主力坑口である竹蔵坑および杉谷二尺坑にして両坑共坑口は当社所有の深掘部（275号）の取込内にあるが、その深掘対象区域はその殆んどは取込権取得区域内である。

坑口部は採掘状況を述べると竹蔵坑は昭和7年2月開坑し、開坑当初は竹蔵層群の竹蔵八尺層（上層、本層）を採掘履行段階として採掘を開始し、嗣後前述の如く段次に亘り深部の三井山蔵取込の全層の採掘計画（採掘地区）を受け本即及別即区域の主要採掘区域は殆んど終了し、左部へ採掘を移行し進捗中であったが、昭和33年7月上述の如く取込地区附近（自取込隣接区域）に竹蔵八尺層の下層（約70m）に賦存する本層群全層（上層取込層、下層取込層、計2層）に亘り取込権を渡りました。之が為取込権地区の採掘を先行すべく計画を変更し、本層群の上層取込（杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、南三尺層）は竹蔵坑より、下層取込（輪廻五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層）は杉谷二尺坑（当時は杉谷採掘部）それぞれ山田川南原（深上り採掘約33m）を利用して、下層の取込採掘へと切替えた。

即ち竹蔵坑は竹蔵層より杉谷層（深掘約70m）へ、杉谷二尺坑は杉谷層より土間層（深掘約70m）へと途中山田川南原地帯により履行段階が中途に於て変更し、その形状にて現今の位置にまよっている。

竹蔵坑は杉谷取込区域有価5,000万円（杉谷層長掘式採掘）別即区域4,000万円（竹蔵層往來式採掘）合計9,000万円由炭計画を進行中である。杉谷取込区域は現在右部の取込部の杉谷上二尺層杉谷下二尺層を前述式長掘式により採掘中にして、その後左側に二片層を渡出し、全層を採掘し、製炭開始した

は南三尺層採掘に俟替え層部より層部へと従来式採掘に移行し採掘を実施する予定である。

杉谷二尺坑は昭和28年7月開坑し当初は山田川南原部の自取込内に保有する本層群の上層取込である杉谷層（杉谷上二尺層、杉谷二尺層）の有価採掘を主として履行したが、該区域の主要部分の採掘に伴い山田川南原部の南蔵の取込区域を前述の如く山田川南原部を有する従来の杉谷層より本層群の下層取込である土間八尺層の取込採掘へ切替へ移行し、現在当取の主力坑口として貯蓄する300万円の出炭計画を進行中である。現在第一取込部の南蔵の土間八尺層を低炭採掘中にして、その取込方法は無石賦存に即応した、昇降機施設（遊料ボケット採掘）を実施してゐる。

製炭量は300-600tで低炭の賦存状況を逐次し調査する。土間八尺層の採掘が終了すれば炭倉の本層及び採掘部を利用して深部より層部へ進次従来式に輪廻五尺層、海軍八尺層の取込を実施し上部区域へ採掘を移行する計画である。

当社日吉炭坑の高炭炭質および新田炭坑に上述の当取の主力坑口で両坑の出炭は下流の通りである。



| 地区 | 村名 | 火 燬 | | | | | 計 | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 | |
| 祖 師 區 | 松木火坑 | 1,250 | 1,000 | 1,200 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | |
| | 竹箴坑 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | |
| | 計 | 2,350 | 2,200 | 2,400 | 2,300 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | |
| 目 莊 區 | 二 坑 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | 一 坑 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| 莊 區 | 海八坑 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | 文谷坑 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | 橋入坑 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | 計 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | |
| 合 計 | | 5,650 | 5,500 | 5,700 | 5,600 | 5,700 | 5,700 | 5,700 | 5,700 | 5,700 | |
| 炭 內 區 | 有 煙 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | 鋪 石 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |

註 () 內數字均係以元計



以上詳述の如く、当社日吉炭坑の永い採炭の歴史の中で採炭地
区及び祖家区の設定をなし、祖家が採炭していると共祖家区
は新田に限定あり、又祖家の左前はその約70%は祖家区区域
であり、又祖家区内のお倉二尺坑区域には幅幅五尺層及び兩草
八尺層の燐石炭層地山として採炭し、又竹藪坑区域には右側の
杉谷層の燐炭層があり又約三尺層が地山として採炭している。
かように祖家区同には採炭層炭層が豊富に賦存し、採炭制度を
利用し、容易に採炭可能であり、且往來の採炭経験を充分に充
揮し、長期採炭層の確立を図り、従来員700名の由緒の勤
を確保し、その中に培れた労使の協力と技術を由緒の勤を存続
させ、石炭エネルギー確保の爲に努力し、採家人としての
責任の務を精進させお勤のみならず、地域社会と一体となつ
て、企業存続の意欲と情熱を見出し、安定的な生産体制確保の
為、私企の基礎である採炭制度の完全確立を図る為、本申請を
提出する次第でありますので、貴局の採炭制度を以て正當採炭可
下されるよう、お願ひ申し上げます。



第一圖

採掘區域圖

縮尺五千分之壹

昭和六年 月 日出願

東京都千代田區丸の内壹丁目拾番地四

鑛業持者 日鐵鑛業株式會社

出願人 森田 惠三郎

福岡縣嘉穂郡穗波村大字枝國六六六番地

日鐵鑛業株式會社 二瀬炭鑛

出願代理人 小倉 進

主目 日鐵鑛業株式會社 昭和六年五月二十五日

此項採掘區域係根據
地質調查所所定之採掘
權限第十百號之採掘權
而設者也
採掘權之範圍係由
下列各點起算
一 北緯三十度
二 東經一百三十九度
三 南緯三十度
四 西經一百三十九度
此項採掘區域之範圍
係由下列各點起算
一 北緯三十度
二 東經一百三十九度
三 南緯三十度
四 西經一百三十九度



| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ▲ | ↑ | ⊙ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ▲ | ↑ | ⊙ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ▲ | ↑ | ⊙ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

第一圖

第一圖

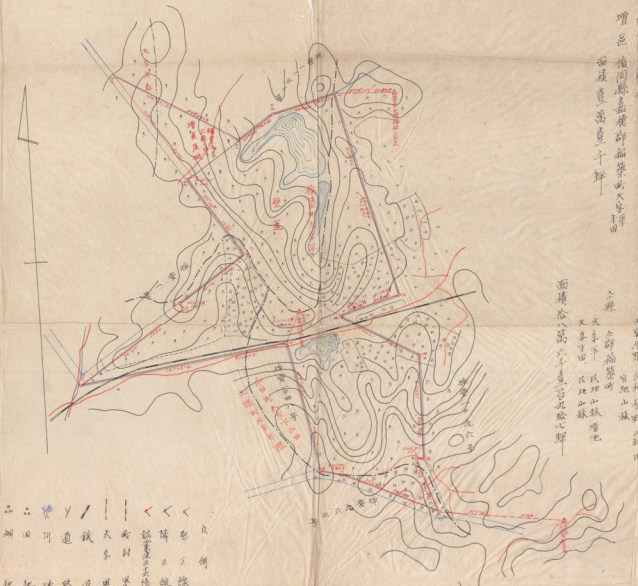


一石炭採掘鑛區(圖)
 鑛區 橫岡縣程孫極鑛區 鑛區 八等
 橫岡縣 嘉慶朝 八等 鑛區 地
 面積 約七萬五千九百七拾七坪

增區 橫岡縣 嘉慶朝 鑛區 八等
 面積 約七萬五千九百七拾七坪

面積 約六萬六千五百七拾七坪
 面積 約六萬六千五百七拾七坪

橫岡縣 嘉慶朝
 鑛區 嘉慶朝 八等
 面積 約七萬五千九百七拾七坪



- 凡例
- < 鑛區線
 - < 鑛區線 不帶標高者
 - < 鑛區線 帶標高者
 - 道路
 - 溝渠
 - 田
 - 地
 - 地
 - 地
 - 地
 - 地
 - 地

飯區菜邊圖

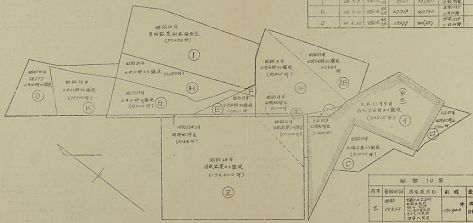
擴大一分之一

| 圖 10 1000/1000 | | |
|----------------|-----|----------|
| 圖 10 1000/1000 | | |
| 項目 | 單位 | 數值 |
| 1. 建築 | 平方米 | 3,200.00 |
| 2. 園林 | 平方米 | 2,100.00 |
| 3. 其他 | 平方米 | 2,000.00 |

| 圖 10 1000/1000 | |
|----------------|----------|
| 項目 | 數值 |
| 1. 建築 | 3,200.00 |
| 2. 園林 | 2,100.00 |
| 3. 其他 | 2,000.00 |

| 圖 10 1000/1000 | | | | | |
|----------------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 項目 | 單位 | 面積 | 建築費 | 園林費 | 其他費 |
| 1. 建築 | 平方米 | 3,200.00 | 1,200.00 | 1,000.00 | 1,000.00 |
| 2. 園林 | 平方米 | 2,100.00 | 1,000.00 | 1,100.00 | 0.00 |
| 3. 其他 | 平方米 | 2,000.00 | 1,000.00 | 1,000.00 | 0.00 |
| 4. 總計 | 平方米 | 7,300.00 | 3,200.00 | 3,100.00 | 3,000.00 |

6



| 圖 10 1000/1000 | | | | |
|----------------|-----|----------|----------|----------|
| 項目 | 單位 | 面積 | 建築費 | 園林費 |
| 1. 建築 | 平方米 | 3,200.00 | 1,200.00 | 1,000.00 |
| 2. 園林 | 平方米 | 2,100.00 | 1,000.00 | 1,100.00 |
| 3. 其他 | 平方米 | 2,000.00 | 1,000.00 | 1,000.00 |
| 4. 總計 | 平方米 | 7,300.00 | 3,200.00 | 3,100.00 |



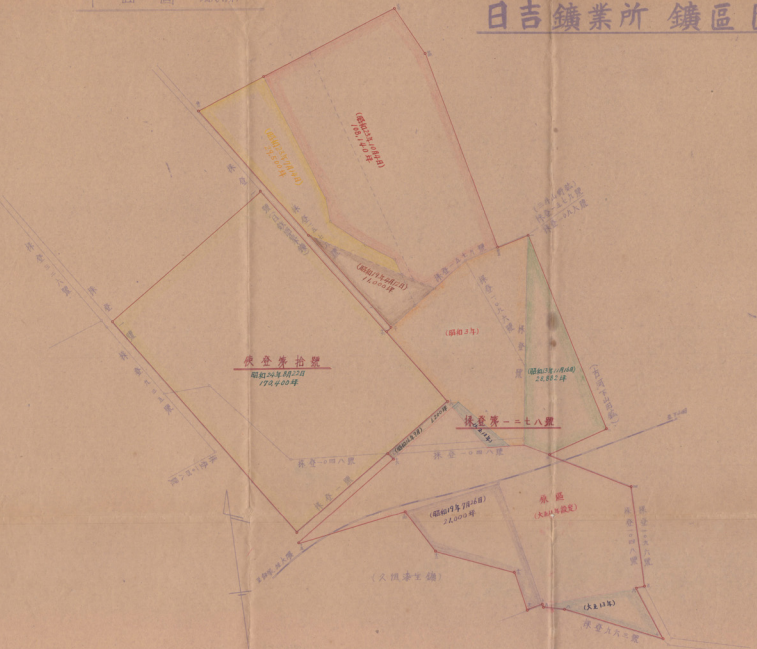
昌 吳 碑 柱 辰 辰 辰 辰

重
複
鉤
己
肉
係





鑛業法三十六條關係 日吉鑛業所鑛區圖



菱層柱狀圖 縮尺 1/50,000

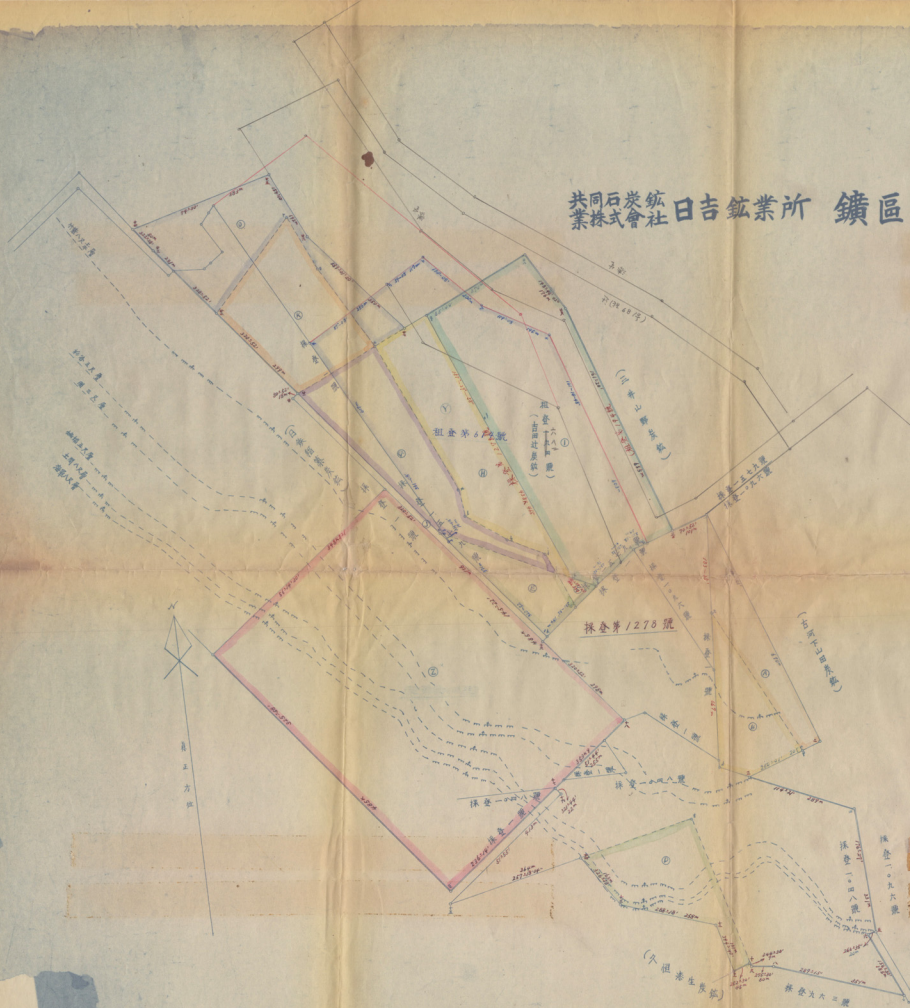
| 層名 | 厚 (米) | 柱狀 | 及厚 (米) | 菱層石 | 備考 |
|----|-------|-----------|--------|-----|----|
| 竹 | 2.2 | [Pattern] | 2.2 | | 煤質 |
| 軟 | 3.1 | [Pattern] | 3.1 | | 煤質 |
| 骨 | 4.2 | [Pattern] | 4.2 | | 煤質 |
| 層 | 5.3 | [Pattern] | 5.3 | | 煤質 |
| 水 | 6.4 | [Pattern] | 6.4 | | 煤質 |
| 林 | 7.5 | [Pattern] | 7.5 | | 煤質 |
| 查 | 8.6 | [Pattern] | 8.6 | | 煤質 |
| 層 | 9.7 | [Pattern] | 9.7 | | 煤質 |
| 一 | 10.8 | [Pattern] | 10.8 | | 煤質 |
| 七 | 11.9 | [Pattern] | 11.9 | | 煤質 |
| 八 | 13.0 | [Pattern] | 13.0 | | 煤質 |
| 號 | 14.1 | [Pattern] | 14.1 | | 煤質 |
| 麻 | 15.2 | [Pattern] | 15.2 | | 煤質 |
| 底 | 16.3 | [Pattern] | 16.3 | | 煤質 |
| 大 | 17.4 | [Pattern] | 17.4 | | 煤質 |
| 底 | 18.5 | [Pattern] | 18.5 | | 煤質 |

新吉三線
新吉四線
新吉五線
新吉六線
新吉七線
新吉八線
新吉九線
新吉十線
新吉十一線
新吉十二線
新吉十三線
新吉十四線
新吉十五線
新吉十六線
新吉十七線
新吉十八線
新吉十九線
新吉二十線
新吉二十一線
新吉二十二線
新吉二十三線
新吉二十四線
新吉二十五線
新吉二十六線
新吉二十七線
新吉二十八線
新吉二十九線
新吉三十線
新吉三十一線
新吉三十二線
新吉三十三線
新吉三十四線
新吉三十五線
新吉三十六線
新吉三十七線
新吉三十八線
新吉三十九線
新吉四十線
新吉四十一線
新吉四十二線
新吉四十三線
新吉四十四線
新吉四十五線
新吉四十六線
新吉四十七線
新吉四十八線
新吉四十九線
新吉五十線
新吉五十一線
新吉五十二線
新吉五十三線
新吉五十四線
新吉五十五線
新吉五十六線
新吉五十七線
新吉五十八線
新吉五十九線
新吉六十線
新吉六十一線
新吉六十二線
新吉六十三線
新吉六十四線
新吉六十五線
新吉六十六線
新吉六十七線
新吉六十八線
新吉六十九線
新吉七十線

第一區
第二區
第三區
第四區
第五區
第六區
第七區
第八區
第九區
第十區
第十一區
第十二區
第十三區
第十四區
第十五區
第十六區
第十七區
第十八區
第十九區
第二十區
第二十一區
第二十二區
第二十三區
第二十四區
第二十五區
第二十六區
第二十七區
第二十八區
第二十九區
第三十區
第三十一區
第三十二區
第三十三區
第三十四區
第三十五區
第三十六區
第三十七區
第三十八區
第三十九區
第四十區

- 圖例
- [Pattern] 煤質
 - [Pattern] 硝石
 - [Pattern] 炭性硝
 - [Pattern] 炭質硝
 - [Pattern] 砂
 - [Pattern] 灰石
 - [Pattern] 砂質頁岩

共同石炭鉱業株式會社 日吉鉱業所 鑛區圖 (增區關係) 縮尺五千分一



| 區名 | 面積 | 出產量 | 備註 |
|----------|-----------|---------|-----|
| ① 日吉第一鑛區 | 1,234.56 | 10,000 | ... |
| ② 日吉第二鑛區 | 2,345.67 | 20,000 | ... |
| ③ 日吉第三鑛區 | 3,456.78 | 30,000 | ... |
| ④ 日吉第四鑛區 | 4,567.89 | 40,000 | ... |
| ⑤ 日吉第五鑛區 | 5,678.90 | 50,000 | ... |
| ⑥ 日吉第六鑛區 | 6,789.01 | 60,000 | ... |
| ⑦ 日吉第七鑛區 | 7,890.12 | 70,000 | ... |
| ⑧ 日吉第八鑛區 | 8,901.23 | 80,000 | ... |
| ⑨ 日吉第九鑛區 | 9,012.34 | 90,000 | ... |
| ⑩ 日吉第十鑛區 | 10,123.45 | 100,000 | ... |

| 區名 | 面積 | 出產量 | 備註 |
|-----------|-----------|---------|-----|
| ⑪ 日吉第十一鑛區 | 11,234.56 | 110,000 | ... |
| ⑫ 日吉第十二鑛區 | 12,345.67 | 120,000 | ... |
| ⑬ 日吉第十三鑛區 | 13,456.78 | 130,000 | ... |
| ⑭ 日吉第十四鑛區 | 14,567.89 | 140,000 | ... |
| ⑮ 日吉第十五鑛區 | 15,678.90 | 150,000 | ... |
| ⑯ 日吉第十六鑛區 | 16,789.01 | 160,000 | ... |
| ⑰ 日吉第十七鑛區 | 17,890.12 | 170,000 | ... |
| ⑱ 日吉第十八鑛區 | 18,901.23 | 180,000 | ... |
| ⑲ 日吉第十九鑛區 | 19,012.34 | 190,000 | ... |
| ⑳ 日吉第二十鑛區 | 20,123.45 | 200,000 | ... |

| | | | |
|---|-----|-----|-----|
| A | ... | ... | ... |
| B | ... | ... | ... |

株會第278號(日吉區)鑛區對位表、日吉區內各段之面積及出產量表

| | | | |
|---|-----|-----|-----|
| ① | ... | ... | ... |
| ② | ... | ... | ... |

社内打合せ

昭和35年5月16日

山崎課長

金子係長

殿

開発部

1 五ヶ分地物図送附の件

2

3

五ヶ分地物図と送附致しましての件

録区と記入下さい

前1紙で重要記載の上向き録区送附

下さい

北海道地物図の図面は品切で送附

に記入し、そので3000の形と御願



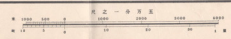
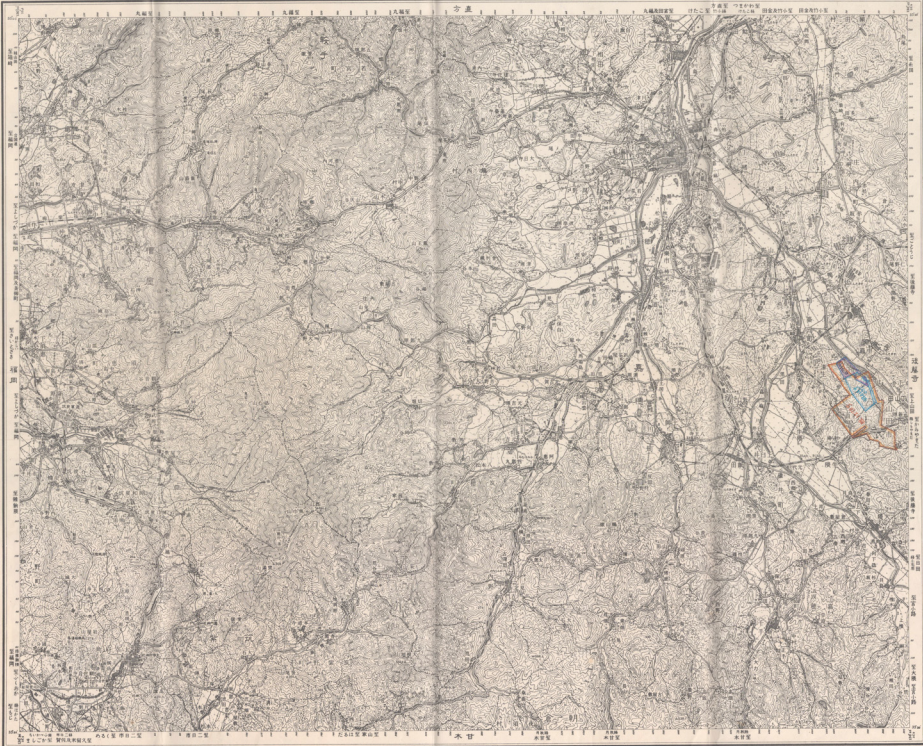
府 寧 太

比例尺 1:500,000
 出版機關 中華民國陸軍部
 出版時間 民國三十二年
 承印機關 中央印刷廠
 發行人 陸軍部

此急修正版係根據最新測繪資料編繪而成，其詳盡程度遠勝前版，現已出版，其內容與前版無異，特此聲明。
 陸軍部 司令部 陸軍部

編製方法 繪行
 編者 陸軍部
 繪者 陸軍部

說明
 一、本圖係根據最新測繪資料編繪而成，其詳盡程度遠勝前版，現已出版，其內容與前版無異，特此聲明。
 二、本圖之編製，係採用最新之測繪技術，其測量之精確，較前版為高。
 三、本圖之繪製，係採用最新之繪圖技術，其繪圖之精美，較前版為高。
 四、本圖之出版，係根據陸軍部之命令，其出版之時間，較前版為早。
 五、本圖之發行，係根據陸軍部之命令，其發行之範圍，較前版為廣。
 六、本圖之用途，係供陸軍部之參考，其用途之廣泛，較前版為大。
 七、本圖之保存，係根據陸軍部之命令，其保存之時間，較前版為長。
 八、本圖之管理，係根據陸軍部之命令，其管理之嚴密，較前版為高。
 九、本圖之維護，係根據陸軍部之命令，其維護之周到，較前版為高。
 十、本圖之更新，係根據陸軍部之命令，其更新之頻繁，較前版為高。



本圖係根據最新測繪資料編繪而成，其詳盡程度遠勝前版，現已出版，其內容與前版無異，特此聲明。
 陸軍部 司令部 陸軍部

四九三二編號

金子保良殿

先日は期考中に文章録を御記入いただき有難うござい
ました。
記載試験結果の報告が送られてきましたので、併
せての録を原稿に修正の上送附を御願致します。
昨日は、明石守衛マシンの修理に忙しかつたので、遅
れがございまして、御詫言致します。
前回の録は、尚書に送付して、同時に送附
を御願致します。

金子保良



北九州市若松区本町

二丁目二〇六

共同石炭鉱業株式会社 中

硬盤一対
水筒
經理部

信納金
料金後納
郵便

三菱信託銀行福岡支店

福岡市中央区 1-1-1 電話 092-231-1111

福岡市中央区 1-1-1 電話 092-231-1111





日吉

金子保長



石炭地

共同石炭所有區狀況 (石炭の部)

昭和 5

| 所在地 | 登録番号 | | 面積 | | 炭區名 | 登録月日 | | | 備 | 考 |
|-------------|--------|--------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----|-------------------|---|
| | 図 | 式 | 坪 | 丁-6 | | 煤 | 炭 | 異 | | |
| 馬越炭坑 | 地 2293 | | 1,269,048 | 61,952 | 71600 | 031/1/20 | | | | |
| | 地 1278 | | 342,767 | 18,108 | 32760 | 033/2/5 | | | | |
| | 地 676 | | 131,100 | 6,339 | | 033/11/22 | | | | |
| 日吉炭坑 | 地 687 | | | 6,336 | - | 033/11/11 | | | | |
| | 地 738 | | | 2855 | | 033/1/7 | | | | |
| | | | | | 計 108,360 | | | | | |
| 天 草 | 地 740 | | 95,8893 | 21,697 | 57060 | 028/2/3 | 028.9.28 | | 天草天草郡阿蘇町 | |
| | 地 6971 | | 45,9649 | 15,195 | 13680 | | 037.3.3 | | " " | |
| | " 6972 | | 51,5763 | 17,030 | 18,190 | | 037.3.3 | | " " | |
| | " 7173 | | | 17618 | 1,5680 | | 038.2.13 | | " 天草郡阿蘇町木曾市 | |
| | | | | | 計 101,810 | | | | | |
| 北 海 道 炭 田 区 | 地 126 | | 338053 | 17,820 | 33220 | 027-6-3 | 078.6.27 | | 北海道和歌山白糠郡白糠町 | |
| | 137 | | 1,000,000 | 32,100 | 58380 | " | 078.2.16 | | " " | |
| | 138 | | 96,0000 | 31,900 | 17620 | " | " | | " " | |
| | 143 | | 1,000,000 | 32,100 | 58380 | 028.2.7 | 078.12.12 | | " " | |
| | 146 | | 2,095,564 | 103,000 | 18340 | " | 078.1.27 | | " " | |
| | 147 | | 1,950,000 | 60,000 | 7,200 | " | 078.6.27 | | " " | |
| | 148 | | 971,000 | 32,700 | 37,780 | " | 078.3.16 | | " " | |
| | 149 | | 918,677 | 30,000 | 34,720 | " | 078.9.29 | | " " | |
| | 150 | | 182,768 | 6,300 | 11,280 | " | " | | " " | |
| | 423 | | 148,000 | 6,790 | 8,820 | 020.2.8 | 021.2.28 | | " " | |
| 424 | | 9,000 | 200 | 1,800 | " | " | | " " | | |
| 425 | | 61,600 | 2040 | 3780 | " | " | | " " | | |
| | | | | | 計 376,180 | | | | | |
| 青 島 | 地 26 | | 96,1700 | 31,170 | 56740 | 031.7.28 | 031.8.31 | | | |
| 秋 田 | 地 925 | | 86,213 | 2,850 | 1,200 | 033.6.17 | 027.9.27 | | 秋田縣北秋田縣北内町七日市奥見内沢 | |
| | 地 1025 | | 381,388 | 18,350 | 36,920 | 036.8.12 | " | | " 鹿ノ島町 | |
| | | | | | 計 401,200 | | | | | |
| 合 計 | | | | | 計 482,830 | | | | | |



共同石炭所有敷区状況 (石炭の部)

昭和 8

| 所在地 | 登録番号 | | 面積 | | 敷区税 | 登録月日 | | | 備 考 | |
|-----------|----------|--------|-----------|-----------|--------------|-----------|----------|-------------------|--------------|--|
| | 原簿 | 賦課 | 坪 | 丁-ル | | 原登 | 賦登 | 買収 | | |
| 鳥羽炭坑 | 地 2273 | | 1,269,068 | 61,952 | 75,600 | 昭8/1/25 | | | | |
| | 地 1,278 | | 567,767 | 18,108 | 32,760 | 昭8/2/3 | | | | |
| | 地 678 | | 1,31,108 | 6,338 | | 昭8/2/1,22 | | | | |
| 日野炭坑 | 地 677 | | | 6,338 | | 昭8/2/1/1 | | | | |
| | 地 738 | | | 2,853 | | 昭8/2/1/7 | | | | |
| | | | | | 計 108,360 | | | | | |
| 天 草 | 原簿 380 | | 75,827.5 | 31,677 | 370,600 | 昭8/2/3 | 昭27.9.27 | 熊本県天草郡河浦町 | | |
| | 地 6,971 | | 82,968.9 | 121,793 | 1,368,000 | 昭27.2.8 | | " " | | |
| | " 6,972 | | 31,376.3 | 17,050 | 1,339,000 | 昭27.2.8 | | " " | | |
| | " 71,793 | | | 178,188 | 予 1,568,000 | 昭27.2.13 | | " 天草郡河浦町本渡市 | | |
| | | | | | 計 101,870 | | | | | |
| 北 海 道 地 区 | 網 走 | 原簿 136 | | 3,320.55 | 17,820 | 323,200 | 昭14-3 | 昭14.6.27 | 北海道網走市白糠郡白糠町 | |
| | | 137 | | 1,000,000 | 32,100 | 395,800 | " | 昭14.2.16 | " " | |
| | | 138 | | 96,300 | 31,900 | 376,200 | " | " | " " | |
| | | 193 | | 1,000,000 | 32,100 | 395,800 | 昭23/7 | 昭13.12/3 | " " | |
| | | 156 | | 31,095.6 | 10,300 | 1,238,000 | " | 昭15.9.27 | " " | |
| | | 157 | | 11,930.0 | 4,000 | 7,200 | " | 昭14.6.27 | " " | |
| | | 168 | | 97,100.0 | 32,100 | 377,800 | " | 昭14.2.16 | " " | |
| | | 189 | | 91,867.7 | 30,400 | 587,200 | " | 昭15.9.27 | " " | |
| | | 150 | | 18,916.8 | 6,300 | 1,138,000 | " | " | " " | |
| | | 623 | | 188,000.0 | 68,700 | 2,282,000 | 昭20.2.8 | 昭22.2.28 | " " | |
| | | 624 | | 9,100.0 | 30,000 | 18,000 | " | " | " " | |
| | | 625 | | 6,660.0 | 20,800 | 27,800 | " | " | " " | |
| | | | | | | 計 376,320 | | | | |
| 原簿 | 36 | | 98,110.0 | 31,110 | 561,600 | 昭21.7.23 | 昭31.2.31 | | | |
| 秋 田 | 地 925 | | 86,213 | 2870 | 2,200 | 昭24.7.7 | 昭27.9.27 | 秋田県北秋田郡北内町七日市奥見内院 | | |
| | 地 1025 | | 3,253.38 | 19,380 | 36,920 | 昭26.5.12 | " | " 鹿ノ島町 | | |
| 合 計 | | | | | 計 801,200 | | | | | |
| | | | | | 合計 6,227,300 | | | | | |



採登方二七八号
天草銘区

吾分地形图

福岡県嘉穂郡稲築町才田

共同石炭
業株式会社

日吉鑛業所

電話 稲築
限大 四三〇
一〇番

鑛區交遷圖
日吉鑛業所沿革史



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

收

年 月 日

共同石炭鉱業株式会社

金子信吾殿

1942年12月10日付の金銀引換出戻付金と金銀引換、貯蓄金庫、住居控出戻

三井物産

(株)

出戻金 405,000円

差金 30,820.00円

代金 13,035.00円

三井物産(株)共同石炭

出戻金 31,460.00円

差金 812,630.00円

1,000.00円

以て通

石炭



主要書類

古河

三井 增區許可図

久恒

鉦区変遷図





福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉礦業所

電話 一箱
限築一四
一〇番

日吉鑛區關係變遷圖



銘

區

圖

